

ドイツ (GERMANY)

面積 : 357,002 km² 人口 : 8,147 万人 (2011 年)

I スポーツ政策の基本制度

1. 歴史的背景、今後の動向および現状

(1) スポーツ政策の歴史的背景および今後の動向

ドイツ連邦共和国 (Bundesrepublik Deutschland、以下、ドイツ) は、ヨーロッパ中部に位置する連邦共和制国家である。ドイツの州 (Land) は単なる地域法人でなく、それぞれ固有の主権を有し、独自の州憲法、州議会、州政府を有する国家 (Staat) である¹⁾。州の自治や権限の強さは、後述するようにスポーツ分野にも影響を及ぼしている。また、経済大国でもあるドイツは、G8 の 1 つであり、フランスと並ぶ欧州連合 (European Union、以下 EU) の中核国である。

第二次世界大戦後、占領下のドイツでは、ナチス期から存続していたスポーツ組織が解体された。そして、建国翌年の 1950 年に主に州スポーツ連盟と種目別競技連盟からなるドイツスポーツ連盟 (Deutscher Sportbund : DSB) が組織され、社会のスポーツの目覚ましい発展の基礎を築いた。戦後ドイツではナチス期の反省から、スポーツ憲章で「自由なる市民のイニシアチブ」が謳われ、その規約には「スポーツは党派政治的に中立である」ことが記された。この「自由なる市民のイニシアチブ」を確保するために政治とスポーツの双方から確認されたのが「パートナーシップの原理」と呼ばれる基本原則である。政治は「援助すれども支配せず」、スポーツ団体はもっぱら公共の福祉のために運動を展開し、特定の党派に与しない、という精神がこの原理を支えている²⁾。

ドイツはスポーツ競技力においても優れ、スポーツ大国として知られている。近年では、ドイツは 2008 年北京オリンピック夏季大会において 41 のメダルを、2010 年バンクーバーオリンピック冬季大会においては 30 のメダルを獲得している。

ドイツ連邦政府では、主に連邦内務省がスポーツ政策を担当しているが、外務省、連邦国防省などにも連邦政府予算が計上され、スポーツの普及発展にかかわっている。ドイツでは総合的な内容をもつスポーツのための基本法は制定されていない。ドイツの憲法として位置付けられている「ドイツ連邦共和国基本法」(Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland、1949 年、以下基本法と表記) においてもスポーツに関する条項は見当たらないが、「人格の自由」(第 2 条) や「結社の自由」(第 9 条) などがスポーツの権利に関する拠り所となっている。

1990 年の東西ドイツの再統一はスポーツ界にも影響を及ぼした。両国のスポーツ統括団体やオリンピック委員会の合併がはかれるとともに、ドイツのスポーツクラブにあたるスポーツフェライン (Sportverein) (詳細は後述の III. (4) 参照) レベルでの交流なども実施され、東西のスポーツの接近がはかられた。統括団体に関しては、2006 年にドイツスポーツ連盟とドイツオリンピック委員会が合併し、ドイツオリンピックスポーツ連盟 (Deutscher Olympischer Sportbund : DOSB) となった。

1980 年代からのスポーツの商業化、メディアの影響力の増大、そして、2000 年代の EU の拡大などがドイツのスポーツにも影響を及ぼしている。連邦政府の第 12 次スポーツ報告書 (2010 年 9 月) は、スポーツ政策にかかわる将来計画として、トップスポーツへの財政援助の高いレベルでの継続、「オリンピック運動ミュンヘン 2018」への援助、ドイツでの大規模スポーツ行事の開催、ドーピングの撲滅を改善するための法的見直し、ドーピング防止計画の遂行、障害をもつトップスポーツ選手のダブル・キャリアへの助成、ボランティアへの助成、国際的なスポーツ政策協調の強化 (「リスボン条約」[※]の遂行など)、児童・青少年スポーツにおける性的暴力の予防、スポーツにおける極右主義撲滅のための計画遂行などを明記している³⁾。(※リスボン条約は、本章巻末の解説参照)

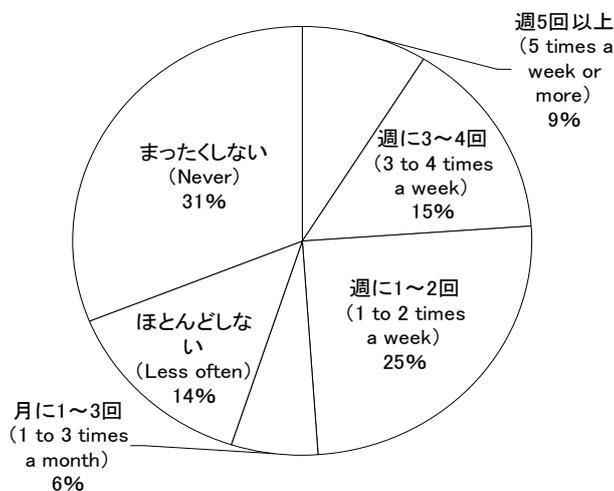
(2) 国民のスポーツ参加動向

1) スポーツ実施状況

ドイツの人口は約 8,150 万人、ヨーロッパではロシアに次ぐ人口となっている。平成 16 年度文部科学省委嘱事業「諸外国におけるスポーツ振興政策についての調査研究」(笹川スポーツ財団, 2005)によると、ドイツの平均労働時間は週 36.7 時間であり、平日の平均自由時間は 3~4 時間、土日および祝祭日の自由時間は 10 時間となっている。

2009 年 10 月に EC (ヨーロッパ委員会 : EU の政策執行機関) が 15 以上を対象に実施したスポーツと身体活動に関する調査 (Special Eurobarometer 334, Sport and Physical Activity) によると、インタビューを受けた 1,550 人のドイツ人のうち 9%が週に 5 回以上定期的にスポーツを行っている と回答した。また、15%が週に 3 回から 4 回、25%が週に 1 回から 2 回スポーツを実施している。まったく実施していないと回答した者は 31%であった。

図表 G-1 ドイツにおけるスポーツ実施率 (15 歳以上、n=1,550)



出典 : EC、「Eurobarometer334, Sports and Physical Activity」(2010) より作成

※「How often do you exercise or play sport?」の回答

ドイツでは学校教育の一貫としてのスポーツの部活動は原則としてない。ドイツにおける青少年のスポーツ活動の核は地域のスポーツフェラインであり、彼らはそこで中高齢者に至るまで週 1~2 回程度スポーツ活動を実践する。地域のスポーツフェラインへ加入すると、州スポーツ連盟およびドイツオリンピックスポーツ連盟 (DOSB) の会員として登録されると同時に、自分の参加するスポーツ種目の競技連盟へ登録される。

また、ドイツでは、個人や家族、仲間と気軽にスポーツや健康づくり活動を実践する環境 (たとえば、散歩、サイクリング、カヌーツーリングなどを楽しむコースがあるなど) が整っており、人々の楽しむ姿を数多くみることができる。1980 年代以降、民間の営利施設であるフィットネススタジオなどが都市部および周辺部に急増しており、新しい展開がみられる。

2) スポーツクラブ加入状況

ドイツのスポーツ参加率は、スポーツ界を統括するとともに、国民のスポーツ活動を代表し支援するドイツオリンピックスポーツ連盟 (DOSB) の登録者数により、その傾向を把握することができる。2010 年現在、登録会員数は 27,634,728 人、国民総人口の約 1/3 が加盟している (図表 G-2)。年代別でスポーツフェライン (スポーツクラブ) に所属する割合が最も多いのは 7 歳から 14 歳であり、男子の約 82.4%、女子の約 63.1%がフェラインに所属している (2009 年)。

図表 G-2 DOSB 総会員数の推移 (1993-2010)

年度	会員数(人)
1993	24,372,316
1998	26,678,868
2003	26,909,924
2008	27,440,906
2010	27,634,728

出典 : DOSB/Bestandserhebung (2010) 等より作成

各州のスポーツ連盟に登録されている会員数は、そのうちの 23,771,372 人であり、州スポーツ連盟に登録されている 91,148 の地域スポーツフェライン (スポーツクラブ) で活動をしている。二つ以上のフェラインや種目に所属する重複会員も含まれるが、国民総人口の約 28.9% が地域スポーツフェラインで活動を行っている (図表 G-3)。

図表 G-3 州スポーツ連盟登録会員数・クラブ数 (2010)

州	州スポーツ連盟会員数	州スポーツ連盟登録クラブ数
バーデン・ヴュルテンベルク	3,775,136	11,436
バイエルン	4,259,609	12,033
ベルリン	560,834	2,152
ブランデンブルク	311,510	2,976
ブレーメン	163,852	421
ハンブルク	533,981	799
ヘッセン	2,068,798	7,780
メクレンブルク・フォアポメルン	230,076	1,879
ニーダーザクセン	2,784,696	9,656
ノルトライン・ヴェストファーレン	5,087,354	19,748
ラインラント・プファルツ	1,470,087	6,328
ザールラント	404,490	2,152
ザクセン	573,413	4,451
ザクセン・アンハルト	340,064	3,172
シュレースビヒ・ホルシュタイン	832,968	2,693
テューリンゲン	374,504	3,472
合計	23,771,372	91,148

出典 : DOSB/Bestandserhebung (2010) , S. 9. より作成

競技種目別の連盟加入状況では、サッカー連盟が第 1 位で約 676 万人である。第 2 位は体操連盟約 497 万人、第 3 位はテニス連盟約 156 万人、第 4 位は射撃連盟約 144 万人であり、四つの連盟が 100 万人以上の会員を有している (図表 G-4 参照)。男性会員より女性会員が上回っている競技連盟は、乗馬連盟 (女性会員 74.7%)、体操連盟 (女性会員 69.4%)、水泳連盟 (女性会員 51.8%)、バレーボール連盟 (女性会員 51.8%) などである。

図表 G-4 競技種目連盟別加入状況 (オリンピック種目上位 8 種目:2010)

連盟	登録者数(人)		
	全体	男性	女性
サッカー	6,756,562	5,706,260	1,050,302
体操	4,972,043	1,534,315	3,449,855
テニス	1,559,412	935,056	62,356
射撃	1,439,111	1,088,957	350,154
陸上競技	885,664	440,573	445,091
ハンドボール	846,359	527,589	318,770
乗馬	737,103	186,398	550,705
卓球	614,179	482,821	131,358

出典 : DOSB/Bestandserhebung (2010) , S. 7. より作成

2. 国内のスポーツ担当機関

(1) 中央組織

1) スポーツ行政組織

ドイツのスポーツ行政機関は、基本法の第30条「連邦と諸州の権限分配」などに従い、連邦と州が役割を分担している。資金という観点からも、連邦では特に次の事項を担当している。

- ・ 全国家を代表すること（たとえば、オリンピック、パラリンピック、デフリンピック、世界およびヨーロッパ選手権、ワールドゲームズ）
- ・ 外交関係（スポーツの促進援助も含む）
- ・ 国家的でない中心的組織の諸方策の助成（連邦全体として重要であり、一州のみでは効果的に実施することができないもの—たとえばドイツオリンピックスポーツ連盟(DOSB)、スポーツ諸連盟）
- ・ 管轄に属する任務（たとえば、管轄に付属する研究計画など）

連邦政府内では、連邦内務省（Bundesministerium des Innern）が、次にあげるスポーツにかかわる連邦の業務を調整している。

- ・ トップスポーツ
- ・ 障害者の競技スポーツ
- ・ スポーツ医学/スポーツ科学
- ・ 連邦警察のトップスポーツ
- ・ 若い移住者
- ・ 外国人
- ・ 競技スポーツのためのスポーツ場建設の助成および国際的な事項
- ・ 不利な立場にあるドイツ青少年のスポーツによる統合⁴⁾

連邦内務省に付属する部局および職員数は以下のとおりである⁵⁾。

- ・ 連邦内務省スポーツ局（53人）
- ・ 連邦スポーツ科学研究所（33人）
- ・ 応用スポーツ科学研究所（102人）
- ・ スポーツ器財研究開発研究所（50人）

①連邦内務省と②連邦教育研究省の他、第12次スポーツ報告書によると、連邦政府内では、8つの省がその所轄範囲内でスポーツを部分的に担当している。

③外務省：外交的文化政策におけるスポーツの助成。

④連邦財務省：スポーツの税問題、連邦税関のトップスポーツの助成、郵便行政のスポーツ。

⑤連邦労働社会省：リハビリテーション範囲内での障害者スポーツ、労働生活の中でのスポーツ。

⑥連邦国防省：連邦軍におけるトップスポーツの助成、職務およびリフレッシュスポーツ。

⑦連邦家庭・高齢者・婦人・青少年省：

連邦の児童・青少年政策内での青少年スポーツ、婦人・少女スポーツ、ファミリースポーツおよび高齢者の運動、遊戯、スポーツ、兵役代替社会奉仕におけるスポーツの助成。

⑧連邦保健省：健康管理範囲内のスポーツ。

⑨連邦交通・建設・都市開発省：鉄道職員スポーツフェラインの助成。

⑩連邦環境・自然保護・原子力安全省：

スポーツと環境の問題および言及された領域での計画の資金調達；連邦自然保護法のような法的規則。

⑪連邦経済協力開発省：

現在直接的なスポーツ助成を引き受けていない。しかし、連邦経済協力開発省は、貧困との闘い、HIVの啓蒙、児童・青少年活動、ソーシャルワークおよび紛争減少のためのプロジェクトのために、開発政策的協力の範囲内で、スポーツの社会的統合的要素を利用する。

なお、2009年の連邦政府のスポーツ助成金は、約2億2,903万ユーロ（約263億3,800万円）である⁶⁾。わが国の国会にあたる連邦議会には、各政党の代表議員からなる「連邦議会スポーツ委員会」が設置されており、スポーツ政策に関する重要な問題を審議している⁷⁾。

(2) 地方組織

連邦共和制であるドイツは、16の州(Land)と429の郡(Kreis)、12,141の市町村(Gemeinde)(2009年)で構成されている。基本法の第30条「連邦と諸州の権限分配」にみられるように、州政府は、自治権を大幅に認められており、特に、文化、教育、福祉行政に関しては、その殆どが州政府に委ねられている。

多くの州では、内務省がスポーツを所管しているが、社会省や文部省がスポーツを所轄する州もある。特別市であるハンブルクでは、文部・スポーツ省がスポーツを所轄している。また、「連邦議会スポーツ委員会」が設置されているように、州や自治体にも議会スポーツ委員会や諮問委員会などが置かれている⁸⁾。

(3) その他

1) スポーツ大臣会議

ドイツで1977年から通例で年に一度開催されているスポーツ大臣会議(Sportministerkonferenz)は、各州スポーツ担当大臣の連絡会議的性格をもっている。スポーツ大臣会議の課題は、特に諸州におけるスポーツの助成の調整、国内的国際的レベルでのスポーツ領域における諸州の利益の保持にある。連邦共和制のドイツでは、他の政策分野でも同様に大臣会議がある。スポーツ大臣会議には州の代表だけでなく、州スポーツ連盟、ドイツオリンピックスポーツ連盟(DOSB)、自治体の代表者なども参加している。議長は州の持ち回りであり、2年ごとの交代である。

2009年度のスポーツ大臣会議のテーマは、①子どもの貧困とスポーツ、②スポーツの施設整備、③総合格闘技^{*}、④EUのリスボン条約などである。作業レベルとしては、スポーツ部局担当者会議があり、スポーツ大臣会議を準備し、その決定を実行する。この会議の常設委員会の1つが競技スポーツであり、競技者のセカンドキャリアや学業支援も重要なテーマとなっている。もう1つの常設委員会は、スポーツ施設であり、その他は必要に応じて設置され、役目を終えると解散する。

スポーツ領域において自治体と信頼関係のある協力を保つために、連邦内務省は、スポーツ大臣会議、ドイツオリンピックスポーツ連盟、連邦スポーツ科学研究所とともに、ドイツ都市議会のスポーツ委員会に常任ゲストとして属している。その他、連邦内務省は、ドイツ都市・自治体連盟文化・学校・スポーツ委員会の活動に常任ゲストとして入っている。これらの委員会では、主にスポーツ領域での自治体の中心的なテーマや、自治体レベルと連邦の間で密接な調整を必要とするような問題が扱われる。

※ドイツでは安全面への配慮から総合格闘技の興行は禁止されている⁹⁾。

3. スポーツ関連法

(1) ドイツ連邦共和国基本法

ドイツでは総合的なスポーツ法（いわゆるスポーツ基本法）は制定されていない。このことは、ドイツ民主共和国では 1950 年の「青少年法」にスポーツにかかわる事項が明記され、1956 年に総合的なスポーツ法「ドイツ民主共和国における身体文化・スポーツのさらなる促進に関する決定」が制定されたことと異なる。

ドイツの連邦共和国基本法（1949 年）においてもスポーツに関する条項は見当たらないが、スポーツの権利に関する拠り所となっている以下の 2 つの条項が重要である。

「人格の自由、人身の自由」（第 2 条 1 項）：

何人も、他人の権利を侵害せず、かつ憲法的秩序または道徳律に違反しない限り、自らの人格の発展を求める権利を有する。

「結社の自由」（第 9 条 1 項）：

すべてのドイツ人は、団体および結社を結成する権利を有する。

その他、第 32 条 1 項 [対外関係]、第 91a 条 1 項 [大学付属病院を含む大学の拡充および新設]、第 91b 条 [協定に基づく連邦と諸州の協力]（教育計画および科学の振興）、第 104 条 (a) 4 項 [連邦および諸州の支出負担、財政援助] などがスポーツに関係する。

州政府レベルでは、ベルリン、ブレーメン、ラインラント・プファルツなどの州がスポーツ振興に関する特別な法律を制定している¹⁰⁾。

(2) ドイツの民法 (Bürgerliches Recht)

ドイツにおける地域スポーツ活動の核であるスポーツフェラインは、先に述べたように基本法第 9 条によって結社の自由が保障されており、また、後述するように、ドイツの民法 (Bürgerliches Recht) 第 21 条に規定する非経済的（非営利）な社団として扱われている。

(3) その他のスポーツに関連する法律

後述するように、ドイツにおいてスポーツに関連する法律は多様である。たとえば、ドーピング撲滅に関する法的基礎としては、下記のものがある。

- ・薬事法 (Arzneimittelgesetz)
- ・「スポーツにおけるドーピングの撲滅改善に関する法令」
(Gesetz zur Verbesserung der Bekämpfung des Dopings im Sport)
- ・麻薬法 (Betäubungsmittelgesetz)
- ・動物保護法 (Tierschutzgesetz)

その他、下記のものがある。

- ・ドイツオリンピックスポーツ連盟 (DOSB) の規約 (Deutscher Olympischer Sportbund Satzung) 2006
- ・ドイツアンチ・ドーピング機構の規程 (Nationale Anti-Doping Agentur CODE) 2009
- ・ドイツスポーツ仲裁裁判所規則 (DIS-Sport-SCHIEDGERICHTSORDNUNG) 2008

4. スポーツ関連予算、財源、税制

(1) スポーツ関連予算

1) スポーツの国家的助成の原則

連邦のスポーツ助成は連邦内務省により、3つの原則に基づいて調整される。

- ①スポーツの自治：連邦内務省によって調整される連邦のスポーツ助成の基本的原則は、スポーツの自治を尊重、維持することにある。
- ②助成説(Subsidiarität)*：スポーツ諸組織が実施するもので、連邦の方策に合致するものについて、不足する部分を連邦が補助金の交付により援助する。
- ③パートナーシップ的協力：効率的なスポーツの助成は、国家とスポーツに責任のある機関・組織との密接な調節とパートナーシップ的協力を前提とする¹¹⁾。

*「Subsidiarität」は、統一された訳がなく、現在、助成説や補助性と訳されることが多い。

2) 省庁別スポーツ助成金の推移と予算の配分

以下の図表 G-5 は、2006 年から 2009 年までの連邦政府の省庁別スポーツ助成金である。

図表 G-5 連邦政府のスポーツ助成金 (2006-2009) (単位：千ユーロ)

	2006	2007	2008	2009	合計
外務省	2,768	2,825	4,517	5,272	15,382
連邦内務省	141,552	125,015	143,759	148,767	559,093
連邦財務省	2,112	2,851	3,386	2,086	10,435
連邦労働社会省	1,340	1,153	1,073	1,308	4,874
連邦国防省	45,136	49,201	54,218	63,316	211,871
連邦保健省	0	0	421	1,374	1,795
連邦環境・自然保護・原子力安全省	1,102	406	163	362	2,033
連邦家庭・高齢者・婦人・青少年省	6,568	6,751	5,904	5,801	25,024
連邦教育研究省	474	548	478	751	2,251
合計	201,052	188,75	213,919	229,037	832,758

出典：12. Sportbericht der Bundesregierung (2010). S. 18. より作成

連邦総額では、2006 年の約 2 億 105 万ユーロと比較すると、2009 年は約 2 億 2,903 万ユーロ（約 263 億 3,800 万円）であり、増加傾向を示している。

2009 年の省庁別では、トップスポーツなどを担当する連邦内務省が最も多く（全体の約 65%）、連邦国防省がそれに続いている。後者は、オリンピック大会などでメダルを獲得するドイツ選手の中で連邦軍所属の選手が多いことに関連すると思われる。

2006 年から 2009 年までに、トップスポーツの助成に連邦予算では、8 億 4,000 万ユーロ（約 966 億円）が準備された。国家予算が緊迫していたにもかかわらず、その額はドイツオリンピックスポーツ連盟 (DOSB) から絶対に必要とされた額に達したとされている。その大きな部分が連邦内務省の費用である。この期間において連邦内務省は、とりわけ DOSB からの要求に応じ、トレーナー給与の増額、トレーナーポストの増大、トレーナーの専門・継続教育の改善に取り組んだ。さらにトップチーム幹部のトレーニングおよび競技方策が拡大され、最適なトレーニング場が整備された¹²⁾。これらの資金の効率的投入によって、トップ選手達は、オリンピック支援拠点 (Olympiastützpunkt) や連邦競技センター (Bundesleistungszentrum) におけるトレーニングや試合によって恩恵を受けたとされる。

トップスポーツの効率的な助成は科学との協力を必要とする。それ故、スポーツ科学機関の機能が

強化された。連邦スポーツ科学研究所とともに、ライプツィヒの応用トレーニング科学研究所（Institut für Angewandte Trainingswissenschaft）とベルリンのスポーツ器財研究開発研究所（Institut für Forschung und Entwicklung von Sportgeräten）が選手を援助した。2006年の850万ユーロ（約9億7,800万円）から2009年の1,170万ユーロ（約13億4,600万円）へ、この2つの研究所への連邦助成は増加しているが、このことはスポーツにおける科学的研究の必要性に対する連邦政府の考えをあらわすものである¹³⁾。

その他のスポーツ政策に重要な分野、たとえば、障害者の競技スポーツ、アンチ・ドーピング研究やドーピング防止などは追加予算で援助される¹⁴⁾。

※1ユーロ=115円で換算

3) 州のスポーツ予算と配分

ドイツのスポーツにかかわる予算財源は各州により異なる。州間の協定で、各州にくじ等から630万ユーロ（約7億2,500万円）が配分されるのは同様である。しかし、シュレスビヒ-ホルシュタイン州のようにくじ等の630万ユーロのみで一般会計から拠出しないところや、ノルトライン-ヴェストファーレン州のようにくじ等の財源と一般会計の両方のところもある。たとえば、シュレスビヒ-ホルシュタイン州では近年州の負債が増加傾向にあるが、630万ユーロが保障されているので、スポーツ予算は横ばいである。この630万ユーロは、90%が州スポーツ連盟に、8%が内務省に、2%が文部省に配分されている。

(2) 財源

1) スポーツくじ等による財源

① ドイツスポーツ援助財団 (Stiftung Deutsche Sporthilfe)

ドイツスポーツ援助財団は、1967年にドイツオリンピック委員会とドイツスポーツ連盟(DSB)(現、ドイツオリンピックスポーツ連盟(DOSB))によってベルリンに設立された。同財団は殆どすべてのオリンピック種目、オリンピック種目以外の伝統のあるスポーツ種目、そして障害者のトップスポーツの競技者を援助する。設立以来、同財団は約4万人の競技者に対し、3億5,000万ユーロ(約402億5,000万円)を援助した。現在は3,800人の競技者に対し、1,000万ユーロ(約11億5,000万円)から1,200万ユーロ(約13億8,000万円)を援助している。さらに同財団は約600人の若い世代のタレントをエリートスポーツ学校などにおいて援助している。

私的機関として、同財団は国家的財政援助を受けていない。現在、財政的資金は特に、寄付、イベント、テレビくじ「幸福のスパイラル」(詳細は後述のI-4-(2)-1)②参照)およびスポーツ郵便切手の販売益から調達される。収入の約2/3は、財団の後見人や賛同者からの寄付およびイベントや事業の収益である。支出の大部分は、競技者の援助のために用いられ、約6%のみが財団の管理と人件費に使用される¹⁵⁾。

② テレビくじ「幸福のスパイラル」(GlücksSpirale)

テレビくじ「幸福のスパイラル」は1971年に創始された。当初は1972年ミュンヘンオリンピック夏季大会および1974年のサッカーワールドカップドイツ大会の財政援助に役立てられた。その後も諸州内務大臣の認可によって継続され、1990年まで収益の半分はスポーツおよび福祉諸連盟に与えられた。1991年からは記念物保護、近年では環境保護などにも用いられている。

2009年にはスポーツ関連に1,590万ユーロ(約18億2,900万円)の援助があり、その配分は、ドイツオリンピックスポーツ連盟(DOSB)へ35%、ドイツスポーツ援助財団へ25%、州スポーツ連盟へ40%となっている¹⁶⁾。

③州独自のスポーツ振興財源

16 の州は独自に宝くじなどを実施している。宝くじ、サッカーくじ (toto) からの収入は、文化、社会、スポーツに役立てられている。スポーツへの割合は州によって異なっている。その他の財源は、州政府が実施、運営する競馬などの公営賭博であり、この収益の配分も、各州が独自に決定している。

たとえば、ヘッセン州では、宝くじ、サッカーくじ、競馬それぞれの収益金の 3.75% が州スポーツ連盟に配分されている。ただし、年度最高額が定められている。また、サッカーくじの収益の 2% はさらにヘッセン州のサッカー連盟に配分される。

(3) 税制

ドイツにおけるスポーツにかかわる税について、ここでは第 12 次スポーツ報告書を資料とし、近年の動向を中心に記しておきたい。

スポーツにかかわる税の規則は、これまで現行のとおりであるが、その一方で公益的スポーツフェラインに対する課税、公益的スポーツフェラインへの寄付にかかわる税制上の取り扱いについて、新たな修正が行われた。

1) 公益性にかかわる法律

スポーツフェラインを税制上で取り扱う際に最も重要な法的根拠は、租税通則法 (Abgabenordnung) において定められている公益性にかかわる法律である。個々の税法で定められているスポーツフェラインに対する税制上の優遇措置は、この公益性にかかわる法律に基づくものである。

スポーツの促進は公益的目的の 1 つである。スポーツフェラインは、その規約と実際の業務執行に従って、この目的を私欲なしに専属的かつ直接的に促進する場合にのみ、公益性があると承認される。また、有償のスポーツを部分的に促進することは、法律上の例外規定に基づき、その公益性を害するものではない。

スポーツ活動における目的事業※の性質に考慮して、租税通則法第 67a 条には特別規定が含まれている。その規定によれば、フェラインのすべてのスポーツ活動から生じる所得が、売上税を含めて年間で 3 万 5,000 ユーロを超えなければ、スポーツ活動は基本的に優遇措置を受ける目的事業として扱われる (目的事業の限度額 - 租税通則法第 67a 条 1 項)。しかしスポーツフェラインは目的事業の限度額の適用を放棄することができる。この場合、フェライン所属のスポーツ選手がスポーツ活動に無償で参加するか、あるいはフェラインが、フェライン外部のスポーツ選手に、フェラインの自己負担で、あるいは第三者とともに報酬を支払わなければ、スポーツ活動は目的事業となるのである。

目的事業として承認されるための前提条件を満たさない経済活動※の場合は、基本的に公益的フェラインにも通常の課税が行われる。このような課税対象になる経済活動は、たとえばフェラインの飲食店、交流行事、スポーツイベントの際の飲食物の販売、企業広告である。

※目的事業は、税制上の優遇措置を受けるもので、存在するための一般的な前提条件に、租税通則法の第 65 条が含まれている。特に目的事業は、公益的目的を達成するために最低限必要な規模を超えて、優遇措置を受けない類似事業と競合することは認められていない。目的事業は、その事業が公益的活動の資金を獲得するための場合は、存在の意味はないのである。

※経済活動とは、所得あるいは他の経済的利益をもたらす、また資産管理の枠を超えた独立した持続的活動である。利益を得るという目的は必要はない (租税通則法第 14 条)。経済活動は、税制上の優遇措置を受けるもの (目的事業)、あるいは課税対象になるもののどちらかである。

2) 近年の動向

国内のすべてのスポーツ諸連盟は、同じ税の規定を受けている。これは所得税法 (Einkommensteuergesetz) 第 50 条 4 項の規則の適用についてもあてはまる。

公益的スポーツフェラインに対する課税、公益的スポーツフェラインへの寄付にかかわる税の扱い、いわゆる運動指導者の控除額 (所得税法第 3 条 26 項) (第 10 次スポーツ報告書の A. 1. 章を参照) について、過去数年に実施された広範囲にわたる改訂は、以下にあげた新たな措置により補足された。

2007 年 10 月 10 日付の市民の雇用をさらに強化するための法律、ならびに 2008 年 12 月 19 日付の 2009 年度税制改正法により、寄付・公益に関する法律が根本的に改訂されたことにより、フェライン、寄付者、名誉職員の税制上の扱いが改善され、税法がこの領域で非常に簡素化された。これに関しては、次の措置があげられる。

1. 公益・寄付に関する法律にある、促進するにふさわしい目的をさらにきちんと調整し、統一する。
2. 従来、所得総額の 5% または 10% であった寄付控除の最高限度を統一し、一律 20% に引き上げ、企業からの寄付を対象にした別の限度額を倍にし、総売上高と 1 月から 12 月までの 1 年間に費やした賃金・給与の合計額の 2 ‰ (パーミル) から 4 ‰ にする。
3. 寄付金を期限なしに繰り越すために、大口寄付の期限付き繰り越しと繰り戻し、財団法人宛の寄付を対象にした付加的最高額を廃止する。
4. 財団法人が 10 年以内に行う資本付与 (資金の寄付) の最高額を、設立年にかかわらず 30 万 7,000 ユーロ (約 3,531 万円) から 100 万ユーロ (約 1 億 1,500 万円) へ引きあげる。
5. 寄付証明書が不正確であり、寄付金が不適切に使われた場合の損害補償額を、寄付された額の 40% から 30% に引き下げる。さらに寄付金の不適切な使用に対して責任を負うべき (者の) 順番がとり入れられた。この場合、寄付金の受領者のために行動する (法人でない) 自然人※の順番は後になる。責任を負う順番が先であるのは、寄付金の受領者である。
6. 公益法人の経済的活動に対する課税限度額、スポーツ活動のための目的事業の限度額、売上税を合算する場合の売上限度額をそれぞれ 3 万 678 ユーロ (約 353 万円) から 3 万 5,000 ユーロへ (約 403 万円) 引きあげる。
7. いわゆる運動指導者の控除額を年間で 1,848 ユーロ (約 21 万円) から 2,100 ユーロ (約 24 万円) へ引きあげる。
8. 公法団体、あるいは公益施設の業務または委託を受けて、税制上優遇される目的を促進するために、副業として仕事をしているその他すべての人々のために、改訂された税控除額、年間 500 ユーロを導入する。
9. 法・管理の簡素化により官僚機構を縮小する。特に、以前は寄付 1 件につき 100 ユーロまでであったが、今ではそれに代わり寄付 1 件につき 200 ユーロまでの公益施設への寄付金について (現金払いの証明資料、金融機関の記帳証明、所得税実施条例 第 50 条 2 項の規範に従って自ら作成した寄付金受領者の証明資料によって) その証明を簡単にする。

※自然人とは、法律用語で「人間」のことを指す。法人 (法律によって人格を与えられた団体) と区別するための概念である。

3) 法人税・営業税 (Körperschaft-und Gewerbesteuer)

公益的スポーツフェラインは、課税対象になる経済活動をしなければ法人税、営業税を免除される。

法人税、営業税は、課税対象になる経済活動の所得が、売上税も含めて総額で年間 3 万 5,000 ユーロ (約 403 万円) を超えなければ、公益的フェラインからは徴収されない (課税限度額 - 租税通則法第 64 条 3 項)。所得が高くなれば、フェラインは課税対象の経済活動から生じる利益により、法人税、営業税を払う義務がある。法人税で 5,000 ユーロ (約 58 万円)、営業税で 5,000 ユーロの控除額が差し引かれる。

資産管理から生じる収益は、公益的フェラインの場合には課税対象ではない。ある条件のもとではスポンサー所得も免税になる (租税通則法第 64 条 7-10 項の適用条令を参照)。

4) 売上税 (Umsatzsteuer)

公益的スポーツフェラインが報酬と引き替えに納品、あるいはその他の業務を行う場合には、売上税法の趣旨では事業主となり、基本的には売上税を支払う義務がある。しかしながら、フェラインは売上税に関してもさまざまな優遇措置を受けている。

小企業規定の適用、控除可能な売上税額を算出する際の負担の軽減、学術的あるいは教育的活動についての売上税免除は、ある条件のもとではこの優遇措置に属するものである。学術的あるいは教育的活動というのは、特にスポーツ授業 (教室) のことであり、参加料金 (たとえば競技参加費) が報酬となるようなスポーツ活動の実施、育成するに値するとみなされたスポーツフェラインの青少年部門による青少年保護の範囲での業務のことである。目的事業の範囲で行われる課税対象の業務には、基本的に 7%引き下げられた売上税額が適用される。

5) スポーツフェラインへの寄付

スポーツフェラインへの寄付は、一定の最高限度の範囲内で寄付者について税控除が可能である (所得税法第 10b 条 1 項参照)。スポーツフェラインの会費は優遇措置を受けない。

6) 副業として運動指導者にかかる税

運動指導者は、報酬を得る場合に限り、基本的に納税の義務がある。しかし所得税法の第 3 条 26 項には、特に運動指導者、コーチ、教育者、世話役としての副業的な仕事によって生じる所得、あるいは公益的範囲における同等の副業的な仕事による所得は、年間総額 2,100 ユーロまで免税となる、とする規定がある¹⁷⁾。

II スポーツ政策の施策事業

1. スポーツ基本計画

第2次世界大戦後のドイツにおける大衆スポーツに関するいわゆるスポーツ施策をあげるとすれば、ドイツスポーツ連盟(DSB)により1959年に提唱されたスポーツの「第二の道」と1960年にドイツオリンピック協会によって提唱され、その後めざましい展開をみせた「ゴールデン・プラン」および1970年にスタートし精力的に推進されていった「トリム運動」などが代表的なものであろう。すなわち、政府(官)とスポーツ団体(民)は、車の両輪のごとく相提携してスポーツ政策を遂行していくといういわゆる「パートナーシップ」の原則のもと、「第二の道」は、年齢・性・職業および能力に応じたスポーツの機会を提供するというすべての人々のためにスポーツを普及するための活動計画であり、2番目の「ゴールデン・プラン」は、国民の健康を守るために1956年に公表されたスポーツ・レクリエーション施設の基本構想を土台とした壮大な施設建設計画の勧告であり、3番目の「トリム運動」は先の2つの計画を踏まえ、国民の一人ひとりにスポーツを実践するよう働きかけたいわゆるドイツスポーツ連盟による「国民スポーツ運動」であった。

ドイツでは、大衆スポーツ促進の一方で、東京オリンピック夏季大会直後の1965年から、世界のスポーツ界に伍していくために、選手の強化について国をあげて取り組まねばならないという方針が打ち出された。このことは、ドイツ民主共和国に対するドイツの競技力の低下も関連している。ドイツとドイツ民主共和国は、1956年から1964年まで、両国で選手選考後、統一ドイツチームを結成し、オリンピックに参加していたが、1964年の東京オリンピック夏季大会の統一ドイツチームに、ドイツはドイツ民主共和国より多くの選手を派遣することができなかったのである。そして、1968年にドイツスポーツ連盟の中に「競技力向上連邦委員会」が設置され、それまで州ごとに任されていた選手強化策、計画、立案、提案が本格的に中央組織を中心として実施されるようになった。ところが、1972年にドイツで開催されたミュンヘンオリンピック夏季大会において、ドイツ民主共和国が各種目においてドイツを圧倒し好成績を残したことは、ドイツ国民に大きな衝撃を与えることになった。そのため世論は、以前に増して「トリムではオリンピックに勝つことはできない」といった風潮になり、ドイツのスポーツ界は、それまでの大衆スポーツの促進と同時に、改めて競技スポーツの促進を余儀なくさせられていった。

1977年には「トップ競技に対する基本宣言」が採択され、トップ競技スポーツ促進のための新しい方向が示された。1983年には、1977年に採択された基本宣言を積極的に見直すためにドイツスポーツ連盟とドイツオリンピック委員会による合同委員会が設置された。合同委員会では、競技力向上委員会、競技選手、コーチ、スポーツ医師などによって現状分析が行われ、1983年末に新しく「トップ競技スポーツに対する基本宣言」が同連盟総会で採択された。この決議は1977年の宣言の内容をさらに具体化することによって、競技スポーツの促進に拍車をかけようとするものであった。

1985年6月に開催された同連盟理事会では、各競技連盟や州スポーツ連盟との「競技力向上委託事業」の説明に際して、特に以後のあり方として「個々のスポーツの特殊性を考慮した事業の実施」が強調された。この精神は、同連盟が直接かわりをもつ当該国立研究機関、ドイツオリンピック委員会、ドイツスポーツ援助財団などと交渉する際にも直ちに受け継がれ、それにともなった措置が講じられるようになった。また、当時の連邦内務大臣が以後一層スポーツを促進することを約束した「スポーツへの努力」は、すべてのスポーツ関係者によって、政府の積極的な態度と歓迎され、具体的な提案が生み出され、予算に配慮された。以後予算の取り扱いについては、各競技連盟と州スポーツ連盟と地域機関によって運営していくことが約束された¹⁸⁾。

2. スポーツ振興施策

(1) 生涯スポーツ振興施策

1) スポーツ参加促進施策

① ゴールデン・プラン (Goldener Plan) の継続

ドイツの「第二の道」(Zweiter Weg)は、1959年ドイツスポーツ連盟(DSB)が、より多くの人々をスポーツ活動に規則的に参加することに導き、人々にスポーツに対するニーズや性・年齢・能力に応じた機会を提供することを目的としてはじめたものである。「第一の道」がチャンピオンを目指すエリート選手のものであるとするならば、「第二の道」はスポーツに恵まれない一般市民や子ども、婦人、高齢者、身体障害者に対する機会の提供であった。

一方、「ゴールデン・プラン」は1960年に民間団体であるドイツオリンピック協会が、連邦政府、連邦議会、州政府議会、自治体議会に対して行った地域社会における「保健・遊戯・レクリエーションのための施設」建設計画の勧告である。その骨子は、子どもの遊び場、運動広場、体育館、屋内プール、屋外プールなど必要とされる施設数を、地域の人口規模に基づいて1人あたりの基準値(面積)と標準規模を示し、さらに需要予測調査により、現在どの施設が、各自治体、州にどれだけ不足しているかを明らかにし、基準値を目標とした数に至るまでの施設の建設を15ヵ年かけて行うという、壮大な計画であった。

この建設資金の負担は、連邦政府10分の2、州政府10分の5、自治体10分の3の割合であった。「ゴールデン・プラン」によって1975年までの15年間に投じられた施設整備費は、約173億8,400万マルク(約1兆2,342億6,400万円)にもなるとされている¹⁹⁾。

ドイツ再統一後、旧ドイツ民主共和国の地域に対しては、東部地区の「ゴールデン・プラン」として、「ゴールデン・プラン・オスト」(後述、④で詳細説明)が1992年ドイツスポーツ連盟総会で採択され、15年をかけて東部地区で遅れている日常圏域のスポーツ施設整備を進める方針が打ち出された。

1976年から1999年までの時期は、いわゆる「第2次ゴールデン・プラン」の時期にあたり、中核施設の施設不足に対する調整的整備が進められた。この時期に基準の改正はなされたものの国家的なコンセンサスが得られず、社会状況の変化(多様化、国際化、情報化など)を受け入れはじめた2000年より、新たなスポーツ施設建設計画である「ゴールデン・プログラム」が開始された。この「ゴールデン・プログラム」は、地域ごとに多様な形態での施設整備が可能な指針となっている。これにより、全国一律的な施設の量的充足を目指した「ゴールデン・プラン」から多様なニーズおよび環境に対応した総合的な地域・都市計画へと発展を遂げた²⁰⁾。

② トリム運動 (Trimm Aktion)

ドイツスポーツ連盟が「第二の道」の延長上として、トリム運動を手がけたのは1970年のことである。トリム運動が「第二の道」をはじめとするそれまでの国民スポーツ運動と異なる点は、国民一人ひとりに直接働きかけるという手段、方法を開発し、戦略的に展開したことである。すなわち、これまでの運動の成果を踏まえて、施設や指導者がいなくても、またスポーツフェラインに所属しなくても、日常生活の身近な場で、色々な身体活動を自ら進んで実践することを狙いとして、そのための動機づけの手段やプログラムの開発に積極的に取り組んだことである。

ドイツスポーツ連盟はそのためにドイツ最大の広告代理業者「20世紀社」にキャンペーン活動のすべてを委託し、あたかも新製品をプロモートするような形で、トリム運動のスローガンや方針、戦略を決定し、テレビや新聞などのマスメディアをフル活用して、徹底的なPR作戦を展開した。キャンペーン活動とともに、種々のスポーツのやり方をやさしく解説したパンフレットの無料配布、トリム賞の制定、トリムのためのレコード製作、「トリム・トラブ (Trimm Trab)」と称するジョギングの指導とコースの設置、トリム大会の開催、公園などに設定した「汗を流すコース」「森のトリム・コース」

やアウトバーン（自動車専用道）のパーキングエリアに設けた「トリム・ステーション」の設置など、多岐にわたる具体的なプログラム提供が行われた。1970年代後半からは、家庭やコミュニティのグループ参加を強調するプログラムに転換してきた。

トリム運動に対しては、連邦政府の補助金に加えて、民間企業がスポンサーとして協力してきたことも、見逃すことができない。フォルクスワーゲン・アウディ社やアディダス社などのドイツの主要な企業120社の協力をトリム運動のスタート時にとりつけていた。企業の協力、援助は金銭寄付によるものは少なく、大部分が必要な資料、物品、設備などをスポンサー自身が製作し提供するという方法で行われている。こうしたスポーツの普及のための国民運動への援助や寄付には国家による免税措置が講じられている。

現在では「トリム運動」という言葉は使われなくなったが、「スポーツ」の普及啓発キャンペーンは引き続き行われており、「第二の道」や「トリム運動」の理念を継承した新しい段階へと移行している。

③スポーツバッジテスト (Deutsches Sportabzeichen)

ドイツ国民の体力水準および運動能力を高めるために開発された「スポーツバッジテスト」の歴史は古く、スウェーデンの「スポーツテスト (Idrotts Marke)」がそのルーツであるとされている。

1993年から日常生活の身近な場でより多くの人々が「スポーツバッジテスト」が受けられるように、地域のスポーツフェラインを拠点とした「スポーツバッジテストの集い (ミーティング) (Sportabzeichen- Traff)」が導入されている。この集いは国民すべてを対象に指定されたスポーツ施設 (スポーツフェラインなど) で所定の時間帯に定期的に指導を受けながら、スポーツの技能を高め「スポーツバッジテスト」を受ける場を提供するものである。

「スポーツバッジテスト」では、以下のように、水泳と跳躍、走力、筋力、持久力の5種目について、年齢別、性別に目標基準値が設定されており、この基準値に到達すれば、金、銀、銅のバッジが授与される。

①児童スポーツバッジテスト

- ・銅バッジ：8～10歳対象
- ・銀バッジ：11歳、12歳対象
- ・金バッジ：銅、銀バッジを取得し、さらにもう2回テストに合格した者

②青少年スポーツバッジテスト

- ・銅バッジ：13歳、14歳対象
- ・銀の輪付銅バッジ：15歳、16歳対象
- ・銀バッジ：17歳、18歳対象
- ・金バッジ：銅、銀バッジを取得し、さらに2回テストに合格した者

③成人スポーツバッジテスト

- ・銅バッジ：18～29歳まで対象
- ・銀バッジ：30～39歳まで対象
- ・金バッジ：40歳以上対象、金バッジには5歳ごとに別々のクラスが設けられている。

成人の金バッジには、5回、10回、15回、20回以上と検定回数に従って「合格回数の数字入りの特別表彰」がある。

バッジテストの内容（テスト種目）は運動別に5つのグループにわけられている。

グループ1：水泳中心	グループ2：跳躍中心	グループ3：走力中心
グループ4：筋力中心	グループ5：持久力中心	

グループ1を除く他のグループでは、複数の種目から1つを選択できる。テストに合格するためには、各グループの中の1種目、計5種目を原則として1年以内に合格しなければならない。2008年のスポーツバッジテストの取得者は100万4,341人であり、10年間で20万人以上増加している。

④特別助成プログラム「ゴールデン・プラン・オスト」(Goldener Plan Ost)

1992年ドイツスポーツ連盟(DSB)総会で採択された「ゴールデン・プラン・オスト」の展開は十分に明らかではないが、連邦政府は、1999年スポーツ施設プログラム「ゴールデン・プラン・オスト」を設けた。それは旧ドイツ民主共和国からの新しい5州および東ベルリンにおける大衆スポーツ施設不足の克服および旧来の11州との同化を目的としたものであった。

大衆スポーツ助成は州や自治体の優先課題であるが、連邦はそのために1999年から2009年までに約7,100万ユーロ(約81億6,500万円)を拠出した。東部諸州や東ベルリンにおいて、特別助成プログラムによって、大衆スポーツ助成のための528の方策が総額4億ユーロ以上をもって実行された。2009年に特別プログラムは終了したが、連邦政府はこの中止によって重大な問題は生じないとしている。通知によって、諸州は2011年末までに、別の協定から約6億ユーロをトップスポーツおよび大衆スポーツ施設のために利用できるからとしている²¹⁾。

2) 子どものスポーツ振興に関する施策

①終日制学校におけるフェラインと連携したスポーツ活動の展開

半日制の学校制度が主流であったドイツでは、経済協力開発機構(OECD)の「生徒の学習到達度調査(PISA)」によって明らかとなった学力低下問題を受けて、2000年以降、1週間に最低3日、それぞれ最低7時限の午後の教育プログラムを提供する「終日制学校」の普及が進んでいる。この終日制学校の多くは、特に小学校を中心に、教育プログラムへの参加義務のない(すなわち授業が実施されるわけではない)「自由参加型」の形態をとっている(たとえば、ノルトライン・ヴェストファーレン州では、2010年に小学校全体の86%が自由参加型の終日制学校となっている)。自由参加型の終日制学校は、午後の多様な教育プログラムをさまざまな学外組織との連携・協力に基づいて展開している。その中でもスポーツは最も頻繁に提供されているプログラムの1つであり、そこでは指導者派遣をはじめとするフェラインによる積極的な協力がみられる。たとえば、ノルトライン・ヴェストファーレン州の調査によると、自由参加型の終日制小学校の51.7%において、実質的にフェラインによって実施されているスポーツプログラムが児童に提供されている。もっとも、終日制学校が普及しはじめた当初は、終日制学校がスポーツプログラムを提供することで、フェラインにおけるスポーツ活動の需要が低下し、その施設利用も制限されるのではないかとといったフェライン側の大きな警戒感がみられた。しかしながら、2000年代半ば以降、さまざまな競技団体の施策によってそうした危機感が急速に薄らいでいき、フェラインは終日制学校のスポーツプログラムの展開に協力することで、青少年会員の安定的確保、スポーツタレントの発掘・育成、スポーツ施設・設備の改善などといった、フェラインにとっての新たな発展のチャンスを得ることとなった。統括組織であるドイツオリンピックスポーツ連盟(DOSB)もまた、現在フェラインによる終日制学校への協力を積極的に推進している。その背景には、終日制学校におけるフェラインと連携したスポーツ活動の展開がフェラインスポーツの一層の発展を促すという認識がある²²⁾。

3) 学校体育施策

ドイツの学校体育を方向づけた全国規模の勧告・行動計画には次のようなものがある。

- ・学校体育促進勧告（1956年）
- ・学校スポーツ促進勧告（1972年）
- ・第2次学校スポーツ促進勧告（1985年）
- ・学校スポーツにおける健康教育—分析と要望（1986年）
- ・ドイツスポーツ連盟（DSB）指針（2000年）²³⁾

ドイツの学校体育に相当する言葉は「Schulsport」、教科としての体育は「Sport」と呼ばれ、1970年代初頭に「スポーツ科（Fach Sport）」が学校教育の教科の1つとして登場した。ドイツでは、学習指導要領は州単位で公布されている。1990年代以降に公布された学習指導要領には、これまでのスポーツ種目の実践重視の内容から、健康や環境、協調等の学習領域を設定したうえでスポーツ種目が扱われるようになってきた。

ドイツのスポーツ科の授業時数はヨーロッパの中では多いほうではない。さらに週3時間のスポーツ授業時数を確保している州は減少しており、第2次学校スポーツ促進勧告（1985年）以降の15年間で、4分の1の授業が時間割から消えてしまっていると報告されている。

（2）国際競技力向上施策

1) 競技力向上施策

1990年のドイツ再統一以後、オリンピック大会に参加したドイツ選手にはある傾向がうかがえる。まず、1つには、旧ドイツ民主共和国の驚異的な国際競技力を支えた児童・青少年スポーツ学校出身の選手が多いということである。これは特にドイツ民主共和国の遺産を受け継いだ1990年代にみられる。さらにもう1つは、再統一後の児童・青少年スポーツ学校の改革・再編を端緒として生まれたドイツオリンピックスポーツ連盟（DOSB）認定のエリートスポーツ学校出身の選手の割合が、とりわけ近年のオリンピック大会で高くなってきていることである。エリートスポーツ学校では、さまざまな施策によって発掘され入学してきた、主に第5から10学年（ほぼ10歳から15歳）を対象とするスポーツタレントが、未来のトップアスリートに成長すべく集中的に育成されている²⁴⁾。

①「エリートスポーツ学校」でのスポーツタレントの育成

エリートスポーツ学校とは、ドイツオリンピックスポーツ連盟が主に10歳から15歳を対象とするスポーツタレントに、学校教育と寄宿舎での居住を保障しつつ、強化種目に関する高度なトレーニングを実施していると認定した育成施設である（認定制度の開始は1997年）。現在ドイツには39のエリートスポーツ学校が存在しており、それぞれに地域性や伝統が反映された強化種目が設定されている。各エリートスポーツ学校は、夏季および冬季オリンピック大会が終了するごとに、該当する強化種目に応じて認定評価を受けなくてはならない。なお、現在約11,300人のスポーツタレントがエリートスポーツ学校で育成されている²⁵⁾。

エリートスポーツ学校の運営形態は、スポーツ教育に重点を置く、いわゆる「スポーツ強化学校」の中にトレーニング、学校教育、寄宿舎での居住の3機能を集中させる「単一学校型」と、オリンピック支援拠点にトレーニングと寄宿舎での居住の2機能を、またその近郊にある複数の学校に教育の機能を担わせる「包括施設型」に大別される。前者は、ドイツ民主共和国の児童・青少年スポーツ学校の後継施設である場合が多く、従って東部ドイツ地域に集中的にみられる。近郊に位置する競技力の高いフェラインとの連携のもとで、午前の授業時間内と午後の放課後にトレーニングを実施できる点特徴である。後者は、基本的には再統一前のドイツの全寮制スポーツ学校の運営形態を引き継い

でおり、従って西部ドイツ地域に多い。スポーツタレントは、オリンピック支援拠点において常時トップレベルのコーチによる指導を受けることができる。なお、両者ともに学校教育をトレーニングと同様に重視しており、それによって、学業を優先しスポーツキャリアを断念するスポーツタレントが以前よりも減少しているという²⁶⁾。

近年のオリンピック選手に占めるエリートスポーツ学校出身者の割合は高く、たとえば2008年の北京オリンピック夏季大会では29%、また2010年のバンクーバーオリンピック冬季大会では51.3%に達している。こうしたデータは、エリートスポーツ学校が、ドイツの競技スポーツシステムを支える極めて重要な育成施設であることを示している²⁷⁾。

②チャンピオンスポーツのためのパートナー大学

1999年には「チャンピオンスポーツのためのパートナー大学」制度も開始され、現在約90のパートナー大学に在籍する約1,200人の学生アスリートが、トレーニングによって生ずる学業負担の補償支援を受けながら、スポーツと高等教育修了のダブル・キャリアの実現を目指している²⁸⁾。

③競技スポーツプログラム

近年の競技スポーツ助成に関する連邦内務省の指針としては、2005年9月の競技スポーツプログラム (Programm des Bundesministeriums des Innern zur Förderung des Leistungssports sowie sonstiger zentraler Einrichtungen, Projekte und Maßnahmen des Sports auf nationaler und internationaler Ebene mit Rahmenrichtlinien) がある。

④ダブル・キャリア (Duale Karriere)

トップスポーツにおける厳しさを増す国際的競争に際して、ドイツにおいても、選手としてのキャリアと職業人生設計を両立することが困難になってきている。2001年にはじまった「ダブル・キャリア」(Duale Karriere) に際し、ドイツスポーツ援助財団は、後継タレントやトップスポーツ選手のスポーツキャリアと職業キャリアとの結合を援助している。具体的には、主にドイツスポーツ援助財団が中小企業で働くスポーツ選手の休業費用を補償するものである。開始以来、80以上の中小企業がこのプロジェクトに参加し、350人以上のスポーツ選手が専門訓練を受けたり、雇用されたりしている。

2) スポーツ指導者関連施策

①指導者養成プログラムおよび資格認定制度

ドイツの指導者資格認定に関してはドイツオリンピックスポーツ連盟を中心に実施しており、ボランティアから職業としての指導者まで、広範囲にわたる養成プログラムおよび資格認定制度を設けている。

(a) スポーツ指導者の種類と指導内容

以下は、スポーツ指導者の種類と指導内容である。

- ①C級トレーナー (C-Trainer/innen) : 特定の種目についての基礎的指導、競技力向上へと導く。
- ②B級トレーナー (B-Trainer/innen) : 特定の種目についての専門的指導、競技力向上のための優秀な選手の発掘。
- ③A級トレーナー (A-Trainer/innen) : 特定の種目について体系的に競技力向上の指導を行い、各個人の高度な技術指導を行う。
- ④ディプロムトレーナー (Diplom-Trainer/innen) : 国際級選手のトレーニングの計画、実施、評価、実技指導者やコーチに対する指導、助言を行う。
- ⑤専門指導者 (Fachübungsleiter/innen) : 特定の種目について基礎的指導を行い、生涯スポーツ活動の推進をはかる。各スポーツ種目で、初歩的な運動プログラムを提供する。
- ⑥指導者 (Übungsleiter/innen) : スポーツ種目全般の基本的運動プログラムを提供し、生涯スポーツの推進をはかる。
- ⑦予防・リハビリテーションスポーツ指導者 (Prävention-Rehabilitationsleiter/innen) : 障害者などの特別なトレーニングや練習プログラムを指導する。
- ⑧青少年指導者 (Jugendleiter/innen) : 生涯スポーツにおける青少年に適したプログラム作りと実施、ならびに余暇教育、青少年施策についてのスポーツ以外の催し物とプログラム作り、およびそれらの実施を行う。
- ⑨スポーツ理学療法士 : トップアスリートに対して治療を施したり、海外遠征、競技会に随行し、治療にあたる。
- ⑩組織マネージャー (Organisationsleiter/innen) : スポーツフェラインの運営管理の仕事に携わる。
- ⑪組織マネージャー : (専門養成 1-4) 専門養成
 - 1 : スポーツフェラインにおける指導と法律の仕事専門養成
 - 2 : スポーツフェラインにおける企画と運営専門養成
 - 3 : スポーツフェラインにおける財政、税金、保険専門養成
 - 4 : スポーツフェラインにおける広報活動、宣伝およびマーケティング
- ⑫組織マネージャーA (A-Organisationsleiter/innen) : スポーツフェラインおよびスポーツ関係団体責任者として、統括、指導、運営管理を行う。
- ⑬スポーツ経済専門ディプロマ : 組織マネージャーの最上級資格であり、社会科学的分野の指導的立場に立つ人材として、専門的な仕事に携わる。

(b) 認定証の有効期間

指導者の認定書は、交付の日付をもって発効し、有効期間の最後の年の12月31日をもって失効する。

これらの指導者研修ならびに再教育、各種講習会等を円滑に運用するために、州スポーツ連盟と州専門(競技)連盟は協力し、スポーツ指導者養成機関を整備している。「スポーツ学校 (Sportschule)」といわれるこの専門施設は、各州におおむね1カ所(複数カ所をもつ州もある)設けられ、きめ細かな対応を図るためにさらに宿泊研修施設等を各地域に複数カ所確保している。対象が主に社会人のた

め、受講者の負担を軽くする配慮が払われている³⁰⁾。

それは以下のように区分される。

- ①4年間有効認定証：C級トレーナー、専門指導者、指導者、青少年指導者、組織マネージャー、組織マネージャーA、予防・リハビリテーションスポーツ指導者、専門養成を受けた組織マネージャー、スポーツ理学療法士
- ②3年間有効認定証：B級トレーナー
- ③2年間有効認定証：A級トレーナー

3) スポーツ施設整備、強化拠点等計画

①支援拠点システム

ドイツには頂点施設といえるナショナルトレーニングセンターはないが、その機能を各地域のスポーツフェラインに分散し、競技連盟の強化拠点として発展させ、多大な成果をあげてきたのが「支援拠点システム」である。詳細については、後述の「IV-3. ナショナルトレーニングセンター(NTC)および強化拠点施設」で紹介する。

4) 国際スポーツ大会、国際スポーツ団体の誘致に関する施策

ドイツは、サッカーFIFA ワールドカップ(2006年)、ホッケー男子世界選手権(2006年)、乗馬スポーツ世界選手権(2006年)、ハンドボール世界選手権(2007年)、陸上世界選手権(2009年)など国際スポーツ大会の開催などに積極的である。それは、これらの開催がそれぞれのスポーツ種目の発展にポジティブな影響を及ぼすという連邦政府の認識などに基づいている。さらにスポーツの大きな行事の開催に目が向けられているが、現在の中心的関心事の1つは、2018年のオリンピック冬季大会およびパラリンピック大会へのミュンヘンの立候補である³¹⁾。

また、連邦政府は、国際的委員会でのドイツスポーツの影響力を強化しようと尽力している。現在、ドイツの11の国際的事務総長が、連邦内務省の助成金を利用している³²⁾。

5) スポーツ団体のガバナンスに関する施策および法令

①ドイツオリンピックスポーツ連盟の基本方針

近年、スポーツ組織・団体のガバナンスについてよく論議されるが、ドイツオリンピックスポーツ連盟(DOSB)は2008年に連盟の基本方針(Richtlinien der Verbandsführung des Deutschen Olympischen Sportbundes-Corporate Governance -Codex des DOSB)を総会で決議している。この前文によると、これは法的拘束力のあるものとされている。

(3) スポーツの保護関連施策

1) ドーピングに関する施策

1999年に設立した世界ドーピング防止機構(World Anti-Doping Agency : WADA)を中心とする世界的なドーピング撲滅の流れの中、ドイツは、徹底的なドーピングの撲滅を政策の最重要課題の1つにあげ、清潔で操作のないスポーツを連邦、州、自治体によるスポーツ助成の前提としている。連邦政府は、WADA、ドイツアンチ・ドーピング機構、国内国際レベルでドーピングの撲滅にかかわる自主的なスポーツ諸団体を援助している³³⁾。

ドイツにはさまざまな法律の中にドーピングの撲滅に関する規程がある。薬事法では、すでに1998年以来、ドーピング薬品の他者への「処方」「使用」および「流通」は罰金刑あるいは3年以下の自由刑が科せられている。これによって、トレーナー、コーチ、医師、医療補助者がドーピング違反によって罰せられる法的基礎がつくられた³⁴⁾。

現在、ドイツにおいてドーピングの撲滅の中心的役割を担うのが、ドイツアンチ・ドーピング機構 (Nationale Anti-Doping Agentur Deutschland : NADA) である。NADA は 2002 年に設立された独立した私法上の団体であり、2003 年 1 月から法律上効力をもって活動している。NADA による最も新しい規程は 2006 年のものを修正した 2009 年のものである (NADA CODE 2009) ³⁵⁾。

連邦政府は、国際レベルでは機会同権の関心において WADA 規程の受け入れと履行、国内レベルでは、NADA 規程の即座の履行および監視に尽力している。

2) スポーツ紛争解決制度

スポーツ仲裁裁判所 (Court of Arbitration for Sport) は、IOC によって 1984 年に設立された。スポーツで起きたトラブルを裁判所でなく、スポーツ界の枠内で解決することを目的としている仲裁機関である。1994 年に IOC から独立した。

ドイツにおいてこのようなスポーツの仲裁にあたる機関が、1992 年に設立されたドイツ仲裁協会 (Deutsche Institution für Schiedsgerichtsbarkeit) で、現在 850 人以上メンバーで構成されている。協会はスポーツ諸連盟・団体から独立しており、ドイツのスポーツ仲裁裁判所の役割を担う。仲裁に際して役立つものとして規則をつくっているが、最新のものは 2008 年 1 月の規則である (DIS-SPORT-SCHIEDSGERICHTSORDNUNG) ³⁶⁾。

3) 倫理的・道徳的保護・セクハラ・暴力防止等に関する施策

連邦政府での現在の計画や将来計画では、児童・青少年スポーツにおける性的暴力の予防、スポーツ内・スポーツによる暴力の予防に貢献する機関、団体、イニシアチブの援助、スポーツにおける極右主義撲滅のための計画の遂行などが明記されている。また、ドイツオリンピックスポーツ連盟も 2010 年 3 月にこれらの件にかかわる方針説明書 (POSITIONSPAPIER) (PRÄVENTION UND BEKÄMPFUNG VON SEXUALISIERTER GEWALT UND MISSBRAUCH AN KINDERN UND JUGENDLICHEN IM SPORT) を出している ³⁷⁾。

(4) スポーツ産業関連施策

1) スポーツ産業政策関連施策および計画

スポーツ施設建設はドイツ建設投資の約 1.1% に寄与するとともに地域経済にも貢献すること、スポーツ用品 (スポーツウェア、スポーツシューズ、スポーツ用具など) の輸出・輸入が増加していること、スポーツ施設やフェライン (フィットネスセンターを含む) では社会保険義務のある雇用がかなりあること、メディアを通じてスポーツの行事や競技に関する報道、宣伝が多くなされていることなどから明白なように、スポーツに経済的重要性があるにもかかわらず、従来ドイツにおいても他の EU 構成国家においても、限定された範囲でしか負荷に耐えられるデータを提示していない。

連邦政府は、確かなデータをもとに、全経済領域におけるスポーツ経済の重要性をあらわすための前提をつくることにしている。他方、連邦経済協力開発省は、メディアにおけるスポーツ関係の広告、スポンサー、報道の部分を調査する研究プロジェクトを計画している ³⁸⁾。

Ⅲ スポーツ関連団体組織とスポーツ政策の関係

1. 国内のスポーツ統括団体

(1) ドイツオリンピックスポーツ連盟 (Deutscher Olympischer Sportbund : DOSB)

① 設立背景・特徴

ドイツオリンピックスポーツ連盟 (DOSB) の前身であるドイツスポーツ連盟 (DSB) は、1950年12月10日ハノーバーで設立されたドイツ最大のスポーツ組織であり、「ドイツの体育・スポーツ諸団体およびスポーツ機関の自由なる連合である」と規約に定め、公共の目的を追求し、政治的には中立の立場で活動している。課題として、スポーツ振興に必要なすべての方策に対する協力、加盟組織の意志統一、国内外におけるドイツスポーツ発展に関する包括的な問題の解決などを掲げ、具体的には、学校ならびに大学の体育・スポーツをはじめとして、競技スポーツや大衆スポーツの振興およびスポーツ科学の振興 (科学的研究の体育・スポーツ分野への導入など) を重点事項として定めていた。

その意思決定機関は、連邦議会および評議委員会であり、執行機関は、幹部会議で、8部門 (財政問題、スポーツ少年団、女性スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツ、科学と教育、指導者養成、法的・社会的問題) にわかれて課題解決のために活動していた。

1990年の東西ドイツ統合に際して、ドイツスポーツ連盟はドイツ民主共和国のスポーツ統括機関であったドイツトゥルネン・スポーツ連合傘下のスポーツ諸組織・団体を組み入れた。

一方、ドイツオリンピック委員会は1949年9月ボンで創設され、1951年5月ウィーンでIOCによって承認された。委員会の意思決定機関としては、加盟団体総会と幹部会議があった。緊密な人的交流および実質的な共同作業は、ドイツオリンピック協会やドイツスポーツ援助財団で行われた³⁹⁾。1990年、同委員会はドイツ民主共和国オリンピック委員会と統合した。

2006年5月20日、ドイツスポーツ連盟 (DSB) とドイツオリンピック委員会は共通の意志をもって合併し、ドイツオリンピックスポーツ連盟 (DOSB) となった。

この合併の理由について、ドイツオリンピックスポーツ連盟規約の前文では、「ドイツにおける組織化されたスポーツを、1つの統括団体のもと、個人の生活形成における表出として、社会的関係の源泉として強化し、その文化的、社会的および政治的重要性をさらに発展させるため」とされている⁴⁰⁾。

規約の一般規程は、5条から成る。

第1条は、名称、所在、法形式に関することであり、ドイツオリンピックスポーツ連盟は登記社団、その所在はフランクフルト・マインと定め、所在地の社団登記簿に登録されるとある。

第2条は、目的と権限に関することであり、以下のように定められている。

1. ドイツオリンピックスポーツ連盟は、その課題の範囲内で、すべての現象形態のドイツスポーツを助成・調整し、連盟や専門を超えた事柄で、それを社会、国家および内外の中心的スポーツ・その他の諸機関に対し代表する。
2. ドイツオリンピックスポーツ連盟は、IOC やオリンピック憲章に委ねられているように、一国内オリンピック委員会のすべての権限、権利、義務を責務とする。とりわけ、オリンピック大会へのドイツの参加を保障し、また、オリンピック大会開催を誘致しようとする都市を決定する。
3. その規約と規則に準じて、ドイツオリンピックスポーツ連盟はその構成員に配慮することを責務とする⁴¹⁾。

第3条は、課題に関することであり、全般的に、以下のように定められている。

スポーツにおける全般的な人格発達への助成、児童・青少年への助成（特に、青少年の獲得）、学校におけるスポーツ、遊戯、運動の助成、スポーツをとおしての教育への助成、自主性を考慮したその課題範囲内での構成員への助成、国内レベルでスポーツを管轄する諸機関、EU、国際的範囲内のパートナー、経済や他の社会的グループとの調整、相応の機関を通じたオリンピック根本原理とオリンピック教育の促進、スポーツの連盟や専門を超えた分野での国際的協力の維持、スポーツ科学、スポーツ医学およびその諸機関への助成、その責務達成に必要な資金の調達とその堅実な分配、障害者スポーツの助成、スポーツ場やスポーツ空間への持続的で需要に則した助成、環境、自然、景観の援助と保護および環境に対応したスポーツの投入、すべての組織、委員会での男女同権参加の助成、社会や公共の意識における包括的なスポーツ理解への助成と強化⁴²⁾。

第4条は公益性に関することであり、その1項は次のように定めている。

ドイツオリンピックスポーツ連盟は、租税通則法（「税的優遇目的」の章）の意味において、専らそして直接に公益的な目的を追求する。それは無私に従事し、第一に経済的目的を追求しない⁴³⁾。

第6条は構成員に関することであり、構成員を、オリンピック種目の競技連盟、州スポーツ連盟、オリンピック種目以外の競技連盟、特別な課題をもつスポーツ連盟、国際的な結びつきのないスポーツ連盟、ドイツIOC委員および個人構成員と定めている⁴⁴⁾。

第12条において、その機関は、構成員総会と幹部会と規定され、第13条において、構成員総会は最高決定機関と規定されている。それは、投票権をもつ組織の代表者、幹部会の構成員および個人構成員と審議権のみをもつ他のメンバーによって構成されている⁴⁵⁾。一方、幹部会の構成は、第16条で、会長、競技スポーツの副会長、大衆スポーツ/スポーツ促進の副会長、経済と財政の副会長、教育とオリンピック教育の副会長、女性と男女同権の副会長、競技者の代表、ドイツのIOC委員、事務総長と規定されている⁴⁶⁾。

第31条は財政に関することであり、その1項では、ドイツオリンピックスポーツ連盟は、会費、公的私的寄付、商品販売益その他からその業務に出資すると規定されている⁴⁷⁾。

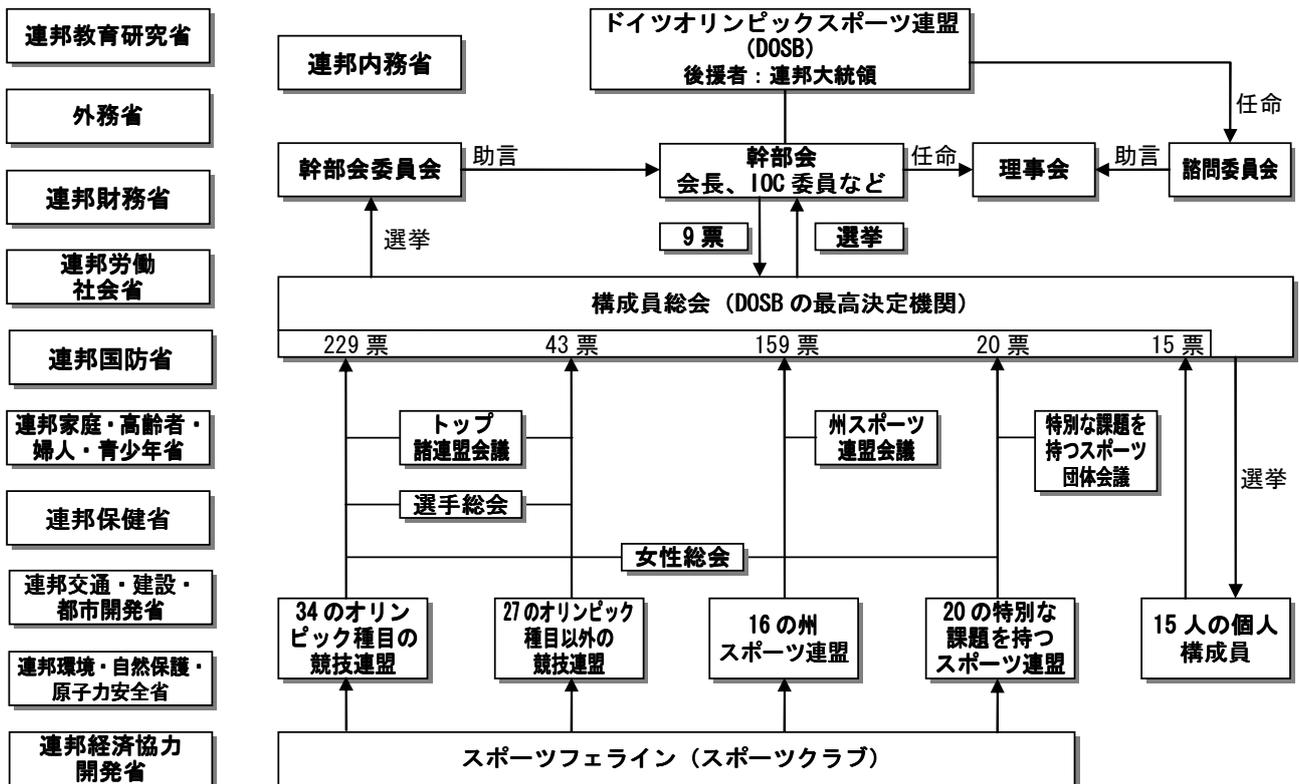
②組織構成

2010年8月現在、16の州スポーツ連盟、61の競技連盟（34のオリンピック種目の競技連盟と27のオリンピック種目でない競技連盟）、20の特別な課題をもつスポーツ連盟、15人の個人構成員で構成されている⁴⁸⁾（図表G-6）。20の特別な課題をもつスポーツ連盟の中で、会員数が多いものはドイツカトリック系スポーツ連盟（DJK-Sportverband、約55万人）、ドイツ企業スポーツ連盟（Deutscher Betriebssportverband、約29万人）、ドイツ警察スポーツ管理機関（Deutsche Polizei Sportkuratorium、約24万人）である⁴⁹⁾。

③予算

2006年から2009年までに、トップスポーツの助成に連邦予算では、8億4,000万ユーロ（約966億円）が準備された。国家予算が緊迫していたにもかかわらず、その額はドイツオリンピックスポーツ連盟（DOSB）から絶対に必要とされた額に達したとされている。その大きな部分が連邦内務省の費用である。この期間において連邦内務省は、とりわけDOSBからの要求に応じ、トレーナー給与の増額、トレーナーポストの増大、トレーナーの専門・継続教育の改善に取り組んだ。さらにトップチーム幹部のトレーニングおよび競技方策が拡大され、最適なトレーニング場が整備された。

図表 G-6 ドイツのスポーツ組織体制図



出典：12. Sportbericht der Bundesregierung (2010) . S. 127. より作成

2. その他のスポーツ組織

(1) (連邦) 競技連盟 (Bundesfachverband, Spitzenverband)

スポーツ種目別の連邦レベルでの競技連盟であり、その主たる任務は、当該種目のドイツ選手権の開催をはじめ、ヨーロッパ選手権や世界選手権（オリンピック大会を含む）の代表の選出およびドイツスポーツ援助財団の実務代行などである。

(2) 州スポーツ連盟 (Landessportbund)

連邦は16州からなるが、すべての州に州スポーツ連盟があり、州の体育・スポーツの意志の代表、体育指導者やジュニア指導者および管理者の養成、指導者に対する報酬援助、トレーニング施設建設補助などの課題を扱っている。

(3) 州スポーツ競技連盟 (Landesfachverband)

(連邦) 競技連盟および州スポーツ連盟のもとに位置し、その具体的な課題としては、タレントの発掘、育成および選別、州競技センターにおける講習会の開催などがある。

(4) 連邦競技スポーツ委員会 (Bundesausschuß Leistungssport)

競技スポーツ振興方策に関する助言や調整を行い、競技連盟を援助するとともに、オリンピック参加者選考などにも関与している。

（５）競技スポーツ助成に関する協力体制

1968年以降、連邦政府（内務省）、ドイツスポーツ連盟競技力向上委員会、州政府（スポーツ関係省）、州競技連盟といった中央と地方の組織間による協力体制が確立した。協力体制は連邦政府と同競技力向上委員会と中央競技連盟を横一線とした中央における協力体制だけでなく、それぞれ連邦政府には州政府、同競技力向上委員会には州競技力向上委員会、中央競技連盟には州競技連盟といった、中央組織と地方組織の協力体制が確立した。また、地方においても同様に、州政府と州競技力向上委員会と州競技連盟において、州による横一線の協力体制が確立した。つまり、中央と地方におけるそれぞれの縦と横の組織間の協力の関係が築かれるようになった⁵⁰⁾。

3. スポーツ団体またはクラブ

（１）スポーツフェライン(スポーツクラブ)

ドイツのスポーツフェラインは、学術団体や社交団体・慈善団体と同じく、ドイツ民法第21条(1896年制定、1900年施行)に規定する「非経済的社团」、つまり、経済的事業経営を目的としない結社として扱われている。その点で、株式会社や有限会社などの「経済的社团」とは明確に区別される。民法第55条から59条によれば、非経済的団体は、最少7人の設立会員が存在し、目的、名称と所在地、理事会の構成、会員総会の招集・議決の方法、会費、会員の入退会について明文化した規定があれば、区裁判所の社团登記簿に登録することによって「登記社团」(Eingetragener Verein = e.V.)になることができる。非経済的社团は、登記社团になることによって、個々の会員から独立した法人格を獲得し、社会的地位や信用をより確かなものとする。獲得した財産や権利はフェラインに属し、その責務が会員に及ぶことはない。そのため、施設建設・改修のための起債や信用の取得が容易になり、免税や自治体の補助金などの特典のほか、自治体などとの交渉に際し、独立した権利主体として当事者能力を有効に行使することができる。

しかし、非経済的団体のみが社团登記簿への登記により、権利能力を取得できるのだから、登記済みの社团が、その定款に反して非経済的な目的を追求するだけでなく、経済的な取引活動にかかわることが明らかになるとき、官庁による処分を通じてその社团から権利能力が剥奪される(権利能力の剥奪)。ただ、主たる目的が重要であるので、スポーツの社团は、スポーツの開催により相当の収入を得るとき、または、場合によっては、その有する場所を他の目的のために賃貸するときにも、なお、非経済的な社团である。

（２）スポーツ団体など

ドイツのサッカーリーグであるブンデスリーガに参加するライセンスフェライン(ブンデスリーガで競技することをドイツサッカー連盟から許可されたフェライン)の多くは、多額の資産と資金を運用し、中規模の営利企業と同程度の経済活動を行うにもかかわらず、その組織の法形式は、9万を超える普通のスポーツフェラインと同様、非経済的社团ないし登記社团である。ドイツのサッカーを統括するドイツサッカー連盟もそれがリーグ戦を超えて非経済的な主たる目的としてのサッカーの促進に寄与する限りで、実務的には経済的な社团としてみなされない。

けれども、現実の例(ボルシア・ドルトムント)が示すように、ブンデスリーガの運営のために株式会社の法形式を利用することもできる⁵¹⁾。ボルシア・ドルトムントはブンデスリーガのフェラインではじめて株式上場を果たしたフェラインとなった。

IV 特定スポーツ政策の状況

1. 障害者スポーツ

(1) 障害者スポーツの歴史

ドイツの障害者スポーツの黎明期は、戦傷者へのリハビリテーションスポーツとしての意味合いが強く働いていた。第2次世界大戦によって戦傷者の数が増大し、以前から行われていた治療法としてスポーツが広範囲で適用された。1943年には傷病兵治療の一環として、リハビリテーションとしての身体トレーニングが導入され、明確な成果がみられたことから、戦傷者のスポーツ組織の設立に際し医師やスポーツ指導者が協力するきっかけが生まれた。その後、可能な限り多くの障害者に恒常的なスポーツ活動のきっかけを作るため、生涯にわたるトレーニングの促進や戦傷者にふさわしい形態での競技スポーツの促進などの要求があった。また、スポーツの特性を活かして、他者との比較や距離、タイム、得点などで成果を計ることによって、戦傷者自身のリハビリテーションスポーツへのモチベーションをあげてきた。このような経過を受けて、1960年に戦傷者スポーツが連邦戦争犠牲者援護法の対象となった。また1951年に設立されたドイツ戦傷者スポーツ連盟（Deutscher Versehrten sportverband e.V. : DVS）は、連邦議会に対して治療体操的また運動療法的トレーニングをグループ療法として法的疾病保険に導入することを呼びかけた。1963年にはドイツ連邦議会によって可決された傷害保険再編法（Unfallversicherungs - Neuordnungsgesetz）により、戦傷者スポーツが治療行為の一要素に位置付けられ、保険から資金的支援を受けられるようになった。

その後、戦傷者のリハビリテーションスポーツは、その対象範囲を拡大していった。そこには、リハビリテーションスポーツの必要性に対する因果の原理から目的の原理への発想の転換があった。特に1960年代中頃から1970年代にかけて薬害による障害児が増加したことから、このような子どもたちに対して戦傷者スポーツ団体によるリハビリテーションスポーツの提供が試みられた。1974年には、リハビリテーションに対する給付の統一化に関する法律（Gesetz über die Angleichung der Leistungen zur Rehabilitation : RehaAnglG）が制定され、リハビリテーションを補完するものとしてスポーツが法的に位置付けられた。また、1975年にドイツ戦傷者スポーツ連盟はドイツ障害者スポーツ連盟（Deutscher Behinderten - Sportverband e.V. : DBS）へと組織名称が変更された。1979年には、DBSはあらゆる障害者が自分自身の障害の発生原因にとらわれることなくスポーツに参加する可能性を開くという取り組みを表明するため、発行から27年経っていた『戦傷者スポーツ選手』という雑誌を『ドイツ障害者スポーツのための専門誌』へと名称を変更するとともに、心筋梗塞で障害が残った人や知的障害者、高齢者、糖尿病患者、ガン、骨粗鬆症、多発性硬化症、パーキンソン病患者などをDBSのスポーツサービスの対象者に含めていった。ドイツスポーツ連盟（Deutscher Sportbund : DSB）により、DVSがDSBの傘下の特別会員組織に組み入れられたのもこの時期（1966年）である。

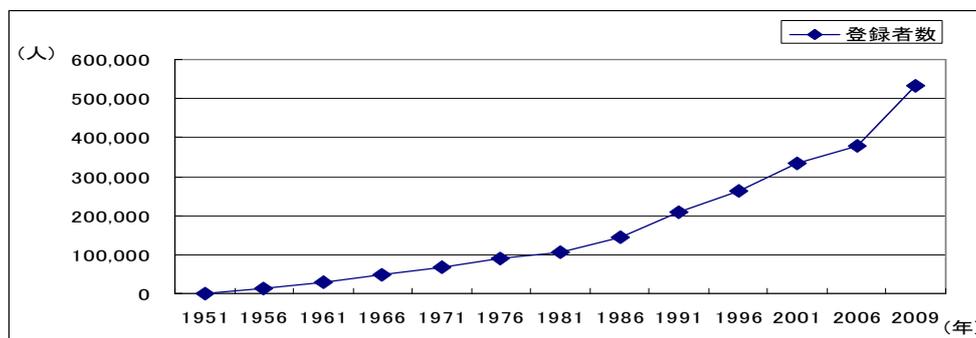
戦傷者のリハビリテーションスポーツから障害者のリハビリテーションスポーツへとその範囲が拡大した後、競技スポーツについても取り上げられるようになった。1980年のDBSの理事会では、国際大会での成果は、競技スポーツが経済的にも理念的にもより多くの援助を受けて初めて達成されるという認識で一致した。また、1988年にはDBSは競技スポーツにおけるドーピング問題へ取り組むとともに、内務省次官から連邦政府による国際大会における競技スポーツへの経済的援助をとりつけた。1991年にはDBSの40周年式典において、内務大臣がメディアに対して、ドイツ国内外における競技大会での障害をもつ男女の成績をこれまでよりも多く報道するよう要請するとともに、競技スポーツを障害者スポーツの重要な構成要素とみなし、好成績を収めた77人のスポーツ選手を表彰した。2000年には、シドニーパラリンピックに向けたDBSのウェブサイトが、国内のフリー報道機関においてスポーツ分野におけるウェブサイトランキングリストにあげられるなど、おおむね1980年代以降から競技スポーツが障害者スポーツの一領域としても位置付けられるようになった。

(2) 障害者スポーツの現状

ドイツにおける障害の定義は、社会法典 (Sozialgesetzbuch : SGB) IX編 (リハビリテーションおよび障害者の参加) 第2条に示されている。それによれば「身体的機能、知的能力または精神的な健康が年齢に照らして標準的な状態とは異なっており、それが6ヵ月以上存在する可能性が極めて高くそれにより社会生活への参加が一時的ではなく妨げられている状態である」ととらえられている⁵²⁾。また、障害の有無および認定は連邦労働社会省の医療診断基準に基づいて行われ、0-100の10刻みで判定され、20以上が障害者と認定され50以上は重度障害者とされる⁵³⁾。

ドイツ国内の障害者数は約860万人(人口の約10%)であり、そのうち約690万人が重度障害者(障害者人口の約80%、人口の8%強)である。図表G-7は、ドイツ障害者スポーツ連盟(DBS)への登録者数の推移を示したものである。

図表 G-7 ドイツ障害者スポーツ連盟 (DBS) への登録者数の推移



出典：ドイツ障害者スポーツ連盟が公表している資料より作成

2010年1月1日時点での登録者数は53万1,671人であり、毎年増加している。図表G-8は、2009年度のドイツ障害者スポーツ連盟(DBS)と州スポーツ連盟(16州)への年齢別・性別での会員構成を比較したものである。

61歳以上の登録者数をみると、州スポーツ連盟に比べてDBSで高齢障害者の割合が高いことがわかる。性別に着目すると、州スポーツ連盟では全年代において男性の登録者数が女性のそれを上回っているのに対し、DBSでは27歳以上ではすべての年代で女性の登録者数が男性のそれよりも多く、全体的にみると州スポーツ連盟のほうが登録人数に男女差はない。州スポーツ連盟とDBSとの登録率についてそれぞれ分母をドイツの全人口数、ドイツの障害者数として計算し比較すると、州スポーツ連盟への登録率が約30%であるのに対してDBSへの登録率は約6%であることから障害者のスポーツフェラインへの所属率は高いとはいえない。

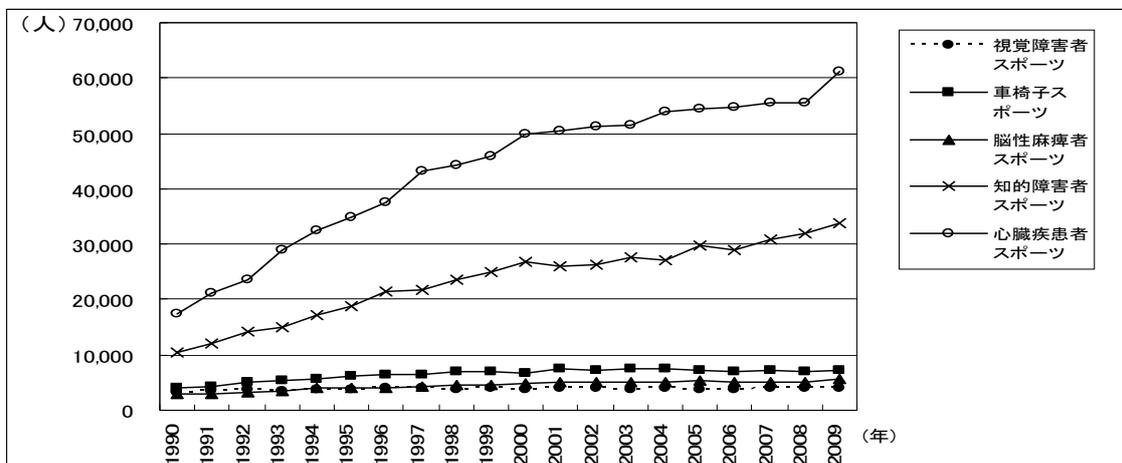
図表 G-8 州スポーツ連盟とドイツ障害者スポーツ連盟(DBS)への性別・年齢別登録者数の比較 (2009)

年齢	州スポーツ連盟(16州)		ドイツ障害者スポーツ連盟(DBS)	
	男性	女性	男性	女性
-6	633,683	567,932	5,569	4,583
7-14	2,635,347	1,924,403	11,707	8,824
15-18	1,203,940	787,204	5,842	4,753
19-26	1,536,661	835,596	12,532	12,912
27-40	2,164,615	1,382,644	25,009	29,784
41-60	3,827,928	2,506,419	69,928	98,119
61-	2,235,795	1,451,512	111,440	130,669
合計	14,237,969	9,455,710	242,027	289,644
総計	23,693,679		531,671	

出典：DOSB/Bestandserhebung (2010) および DBS/Mitgliederbestandserhebung(2009) より作成

図表 G-9 は、主な障害種別ごとのドイツ障害者スポーツ連盟 (DBS) への所属人数の変化を示したものである。心臓疾患をもつ人のスポーツ (Hertzininfarktsport) が他の障害者スポーツに比べてこの 20 年間で急増している。

図表 G-9 主な障害種別ごとのドイツ障害者スポーツ連盟 (DBS) への登録者数の推移



出典：DBS から入手した資料より作成

(3) 障害者スポーツの組織構造

1) 障害者スポーツ担当行政組織

ドイツの障害者スポーツはその目的に応じて 3 分野に大別される。すなわち、身体機能の回復のみならず自意識を向上させ、病気や事故によって生じたネガティブなことに対してよりよい状態で克服することを助ける等の目的をもつリハビリテーションスポーツ (Rehabilitationssport)、自意識の向上や社会的なコンタクトとしての生涯スポーツ (Breitensport)、パラリンピック等の高度な技術に挑む競技スポーツ (Leistungssport) である⁵⁴⁾。

これらの全体を統括する機関がドイツ障害者スポーツ連盟 (DBS) である。3 分野を政府所管組織との関連で見ると、主として競技スポーツは連邦内務省、生涯スポーツは州および市町村、リハビリテーションスポーツは連邦労働社会省である。

障害者スポーツ組織との関連で見ると、競技スポーツはドイツ障害者スポーツ連盟 (DBS) と組織を 1 つにするドイツパラリンピック委員会 (National Paralympic Committee Germany)、生涯スポーツとリハビリテーションスポーツは主として州もしくは地区単位 (ケルンのような大都市のみ地区) の連盟である。つまり、競技スポーツは国 (連邦)、生涯スポーツとリハビリテーションスポーツとは生活に密着した州が中心となっている。連邦国家であるドイツにおいて、スポーツ文化政策は州自治に基づく内容であることが背景にあると思われる。

また、DBS と組織を 1 つにし、競技スポーツの体系的な振興を中心的に担っているドイツパラリンピック委員会では、パラリンピックに出場する選手の強化を行っている。2007 年度は、夏季・冬季合わせて 20 競技 (アーチェリー、アイスホッケー、パワーリフティング、ゴールボール、柔道、陸上、自転車競技、乗馬、車いすバスケットボール、車いすフェンシング、車いすラグビー、車いすテニス、ボート、水泳、セーリング、スキー・アルペン、スキー・ノルディック/バイアスロン、シッティングバレーボール、射撃、卓球) に代表チームをもっていた。また、車いす関連種目 (アイスホッケー、車いすバスケットボール、車いすカーリング、車いすフェンシング、車いすラグビー、車いすテニス) については、障害者スポーツ専門連盟の 1 つである車いすスポーツ専門連盟も強化を担っている。

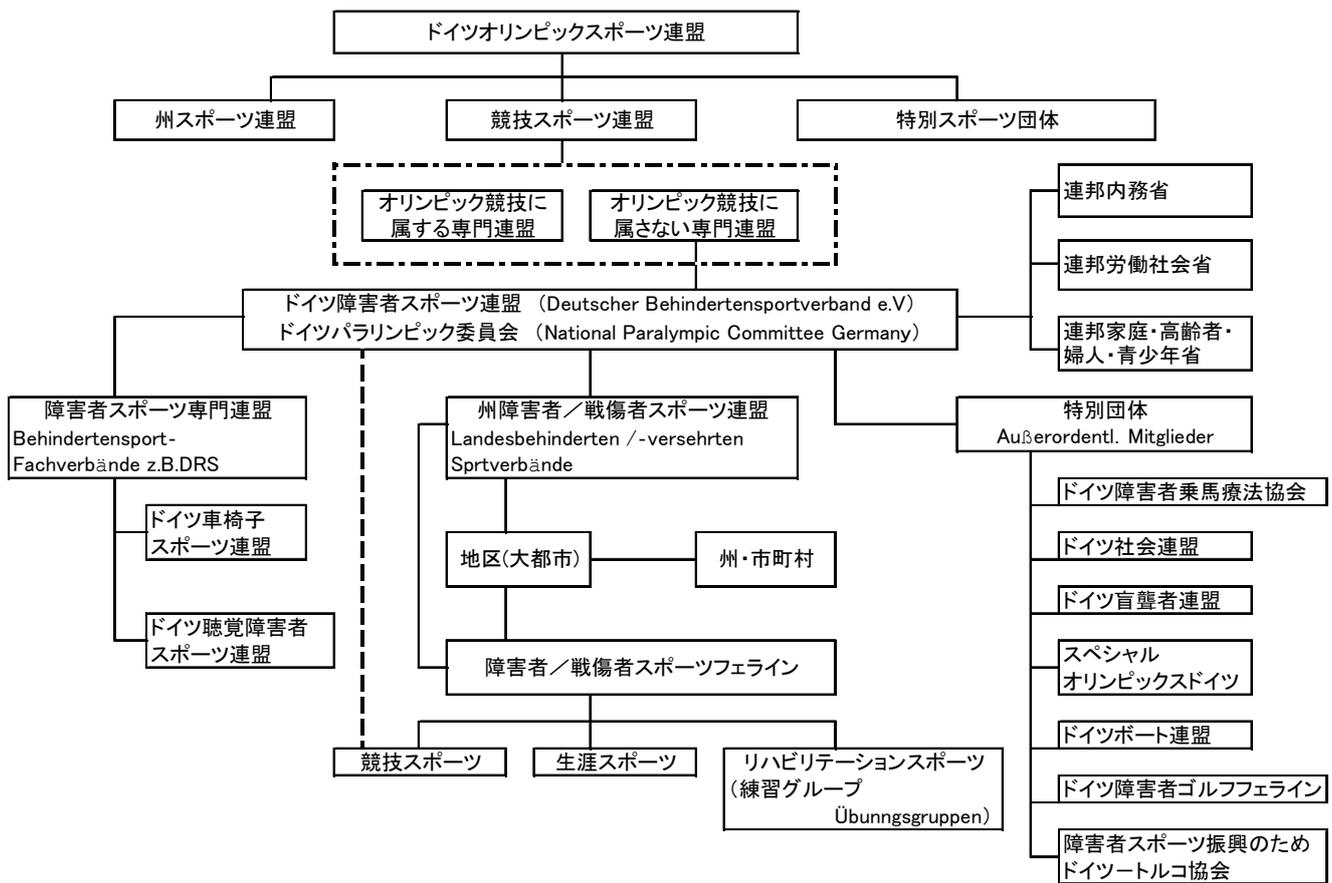
競技力向上について、2000 年のシドニー大会で成績が振るわなかったことからその後強化策が立て

られた。その 1 つにパラリンピック選手の育成に関するパラリンピックス・カーダー制度 (Paralympics-Kader) の創設がある。この制度は、通常の大会実績に基づいてランク付けされる「カーダー制度」とは異なり、広く潜在的に能力がある人を発掘するための制度である。やり方としては、フェラインのトレーナー等が期待する選手を推薦し強化していくというものである。ドイツパラリンピック委員会を中心として、競技力向上については国が強化を行っているが、基本的にはフェラインが選手養成の第一歩を担っており、そこから競技大会への選手派遣や期待する選手の推薦等がなされるなど、ドイツパラリンピック委員会がトップダウン方式で競技力向上を担っているわけではなく、フェラインからのボトムアップによって競技力向上がなされている。

パラリンピック選手強化の資金は、内務省、企業スポンサー (アリアンツ、ドイツテレコム)、ドイツスポーツ援助財団 (Stiftung Deutsche Sporthilfe) 等があり、企業スポンサーはトップチームの資金援助を行っている。トリノ大会 (2006 年冬季大会) と北京大会 (2008 年夏季大会) の 2 大会で合わせて 55 人が、また、バンクーバー (2010 年冬季大会) で 14 人、ロンドン大会 (2012 年) に向けて 47 人が企業スポンサーからの助成を受けている。

図表 G-10 は、障害者スポーツに関連する主だった組織を示したものである。

図表 G-10 ドイツの障害者スポーツ組織体制図



出典 : DBS の公表資料および DBS への質問紙調査結果より作成

なお、実際に障害者にとってはフェラインがスポーツ参加の場となるが、1つのフェライン内で競技スポーツ、生涯スポーツ、リハビリテーションスポーツのすべての教室が準備されているわけではない。しかしながら、リハビリテーションスポーツとしての練習グループがある場合には、同一フェライン内に、同一障害に対するリハビリテーションスポーツと生涯スポーツの教室とがほぼ1対1の関係で存在する。

図表 G-11 は、ヘッセン州障害者スポーツ連盟に登録されているスポーツフェライン内でどのようなスポーツが行われているのかを示したものである。

特定の種目を行っているというよりは、体操や軽い運動遊びが中心である。高齢の障害者が増加しており、中でも心臓疾患をもつ人が増えているので、それに対応するためこのような内容のグループが増加している。

図表 G-11 ヘッセン州の登録クラブ内のスポーツの種類 (単位: グループ)

スポーツの種類	Rehasport und Breitensport (リハスポーツと生涯スポーツ)	Leistungssport (競技スポーツ)
Gymnastik u. kl. Spiele (体操や軽い運動遊び)	1,754	0
Schwimmen (水泳)	241	5
Leichtathletik (陸上)	10	3
Tischtennis (卓球)	14	12
Badminton (バドミントン)	13	0
Kegeln (九柱戯)	58	5
Sportschießen (射撃)	1	12
Bosseln (ボール投げ)	51	1
Faustball (ドイツ式バレーボール)	11	0
Flugball (フルークバル)	0	0
Fußballtennis (フットボールテニス)	14	0
Hallenboccia (室内ボッチャ)	5	0
Petangue (ペタンク)	4	0
Judo (柔道)	6	4
Prellball (パウンドボール)	1	0
Radsport (自転車競技)	5	2
Rollstuhlbasketball (車椅子バスケットボール)	12	4
Sitzball (ジッツバル)	4	2
Sitzvolleyball (シッティングバレーボール)	2	0
Torball / Goalball (トーボール)	6	1
Wasserball (水球)	0	0
合計	2,212	51

出典: Bericht über den ambulanten Versehrten-, Behinderten- bzw. Rehasport im Jahre 2009 Land Hessen より作成

(4) 障害者スポーツ関連法と基本政策

1) リハビリテーションスポーツに医療保険が適用される制度

障害者がスポーツ参加をする上で非常に大きな役割を果たしているのがリハビリテーションスポーツに医療保険が適用される制度の存在である。医師の処方箋に基づいてリハビリテーションスポーツが行われる場合には、一般的な障害であれば18ヵ月以内に50回まで保険適用が受けられる⁵⁵⁾。保険適用が受けられる条件として、医師の処方箋に基づいて行われること、15人以内のグループで行われること、リハビリテーションスポーツの専門指導者から指導を受けること⁵⁶⁾などがあり、これらの基準を満たしているかどうかの審査は州障害者スポーツ連盟によって行われる。

ヘッセン州やノルトライン・ヴェストファーレン州等では、障害者の地域社会への参加の観点から、このような場として民間フィットネスセンターではなくスポーツフェラインを推奨している。リハビリテーションスポーツの処方箋をもつ参加者は、上記の条件を満たすフェラインで上限回数までは無料でスポーツ指導を受けることができ、フェライン側には保険者である疾病金庫から参加者1回1人あたり5ユーロ(約575円)(心臓疾患者のスポーツの場合のみ6ユーロ:約690円)が支払われる。障害者の参加する教室においては、安全面の配慮やより丁寧な指導が必要となる場合もあること等から、通常の教室よりも指導者の数を増やすことがあるため、このような制度が存在することは、障害者自身のみならず受け入れ体制を整えるフェラインにとっても意味があるものとなっている。

このようなリハビリテーションスポーツに医療保険が適用される制度は、政策上、社会保障に位置付けられている。社会保障に関する一連の法体系である社会法典(Sozialgesetzbuch:以下、SGBと表記)IX編「障害者のリハビリテーションと社会参加」第44条に法的根拠を有し、給付要件や給付内容などはSGBV編「医療保険」の第43条によって規定されている。さらに詳細な運用規定は、「Rahmenvereinbarung über den Rehabilitationssport und das Funktionstraining vom 1. Januar 2011」(リハビリテーションと機能回復のためのトレーニングに関する枠組的取り決め2011年1月1日版)に示されている。

このように、障害者のリハビリテーションスポーツが社会保障法の一部に位置付く背景には、おおむね次の4つのことがある。すなわち、フェライン国家であるドイツでは、戦前からフェラインでスポーツを行っていた人が戦争で負傷した後もフェラインでスポーツを行いたいという希望があり、それに対応するため戦後戦傷者のためのリハビリテーションスポーツのフェラインが地域にいくつも設立されたこと、戦傷者へのリハビリテーションとしてのスポーツが医療的、精神的、社会的リハビリテーションとして効果があり、戦傷者がスポーツを通じて社会的に統合されるという実績ができていたこと、1970年代前後に薬害被害や事故による障害者が増加したこと、1975年の国連の障害者の権利宣言に準拠してインクルージョンの考え方を進めていくべきであるという考え方に基づいていること、である。これらの歴史的経緯を踏まえて、戦傷者のリハビリテーションとしてのスポーツからその対象範囲を障害者に広げ、リハビリテーションスポーツに医療保険が適用されることとなった(2010年11月ドイツ障害者スポーツ連盟(DBS)へのヒアリングおよびDBSが公開している資料⁵⁷⁾)。

2) 障害者平等化法

1994年の基本法の改正において、第3条(法の下での平等)3項に「何人もその障害ゆえに不利益を受けてはならない。」という1文が追加された。また、2002年の障害者平等化法(Gesetz zur Gleichstellung behinderter Menschen)の制定において、従来の社会法的アプローチを超えて社会生活のあらゆる局面での障害者の不利益取扱の禁止と平等な参加の実現、そのためのバリアフリー化の義務づけが行われた。これに基づいて16州すべてが州法として障害者平等化法を制定している。

(5) 障害者スポーツ施策・事業

1) 施設

障害者がリハビリテーションスポーツ、生涯スポーツを目的としてスポーツを行う場合、フェラインで行うことが中心となる。フェラインによっては自前施設を有しているところもあるが、自前施設を有しないフェラインは公共施設を使用している(公共施設とは、障害者用のスポーツ施設ではなく、一般の公共スポーツ施設を指す)。

その背景には、二つの法的根拠が影響している。1994年の基本法の改正と2002年の障害者平等化法の制定である。この法律によって、物理的、制度的、情動的側面におけるバリアフリー化がなされていくことが望まれているが、実際には施設の改修には多額の費用がかかるため、すべての公共スポーツ施設で一斉に取り組みられているとは言い難い状況である。

なお、トップアスリートが使用するナショナルトレーニングセンターにおいては、障害の有無によって使用が制限されることはなく、パラリンピック選手等の障害者のトップアスリートの使用が可能である。

2) 指導者

リハビリテーションスポーツ、生涯スポーツ、競技スポーツの3領域の中で、生涯スポーツはホビー(自分達で集まって自己負担で行う)としての位置付けられていたため、指導者養成制度については生涯スポーツ領域がなく、リハビリテーションスポーツと競技スポーツのみであった。しかしながら、2009年1月1日から障害者スポーツの3領域の区分を維持したまま、リハビリテーションスポーツと生涯スポーツとの間に二次障害の予防のための指導者養成を行うプログラムと、生涯スポーツ領域でも指導できる人を養成するプログラムが置かれた。これらのプログラムが置かれるようになった背景には、リハビリテーションスポーツを行っていた人の規定回数終了後への対応や、高齢化に伴い一般のスポーツ指導者では高齢者への対応が難しくなってきたことがあげられる。現段階ではこれらの指導者養成プログラムへの参加は極少数である(2009年11月、指導者養成制度の設計にかかわった方へのインタビュー調査および、2010年11月、ヘッセン州障害者スポーツ連盟へのインタビュー調査)。指導者養成に関する具体的な内容は、ドイツ障害者スポーツ連盟(DBS)が毎年発行する『Lehrgangspan』に詳細に記述されている。

3) 競技力向上

障害をもつ人々の競技スポーツの助成は、連邦政府によるスポーツ政策の力点の1つである。その助成は、2006年の4億6,000万ユーロから2009年の5億8,000万ユーロに拡大した。

また、連邦政府は、増加しつつあるプロ化に際して、高い国際的水準でのスポーツ実践と職業教育や職業とを調和しようとするパラリンピックの選手を援助している。連邦内務省のイニシアチブによって、連邦行政内で、障害のある競技スポーツ選手のための職業教育・仕事場が探し求められた。第12次スポーツ報告書によると、現在5人の選手が連邦行政で働き、4人が連邦内務省およびその管轄範囲、1人が連邦経済協力開発省の管轄範囲で働いている。2011年の予算では、連邦財務省でさらに10人の雇用が調整されている⁵⁸⁾。

2. ナショナルスタジアム

先に述べたように、ドイツにはナショナルスタジアムはない。このことは2010年度文部科学省「スポーツ政策調査研究」調査によるドイツからの返答においても確認された。

3. ナショナルトレーニングセンター（NTC）および強化拠点施設

ドイツには頂点施設といえるナショナルトレーニングセンターはないが、その機能を各地域のスポーツフェラインに分散し、競技連盟の強化拠点として発展させ、多大な成果をあげてきたのが「支援拠点システム」である。

当初ドイツスポーツ連盟（DSB）と各競技連盟が協力して整備した「連邦競技センター」（Bundesleistungszentrum）は、東西分裂期にドイツ国内に22カ所設立されたが、現在は他の拠点と調整をはかり、6カ所が連邦トレーニングセンターとしての機能を担っている。

連邦競技センターに加えて、地域のスポーツフェラインの施設およびノウハウの積極的な活用をはかるため、コーチの雇用、用具の購入、選手用クラブハウスの建設などに対し、連邦政府がスポーツフェラインに補助金を与え、「連邦支援拠点」（Bundesstützpunkt）を各地に設置し、連邦支援拠点の全国ネットワークを確立している。現在夏季スポーツ種目は154フェライン、冬季種目では34フェラインが指定されている。

さらに、1984年のロサンゼルスオリンピック夏季大会を契機に、連邦競技センターおよび連邦支援拠点を整備拡充して「オリンピック支援拠点（Olympiastützpunkt：OSP）」を設置し、トップアスリートの養成と物心両面にわたる援助の手を差し伸べるようになった⁵⁹⁾。1992年には全国に22カ所設置されたが、現在はさらに統廃合が行われ、19カ所の拠点が機能を発揮している（添付資料の図表G-12-1参照）。

現在、強化指定選手のAクラス（国際級選手）、Bクラス（国内トップ選手）、Cクラス（ジュニア代表選手）の3クラスのトップアスリート約3,800人がオリンピック支援拠点に所属してトレーニングに励んでいる。タオーバービッショフスハイム（フェンシング）以外は、いずれのオリンピック支援拠点も複数の競技連盟の拠点として活用されている。

各地のオリンピック支援拠点は、連邦政府（内務省）、州政府、自治体、ドイツオリンピックスポーツ連盟（DOSB）、州スポーツ連盟、ドイツスポーツ援助財団、企業スポンサー（ダイムラー社、バイエル社など）の代表メンバーで構成される委員会によって運営されている。その実務には、委員会によって指名された所長と、そのもとで働く管理者、施設管理者、ドクター、トレーナー（理学療法士）、コーチがあたっており、彼らの給与は原則として連邦政府および州政府から支給されている⁶⁰⁾。

V まとめ

戦後ドイツにおけるスポーツはナチス期の反省を出発点としている。スポーツの自治、スポーツ促進の公益性、パートナーシップの原理などを前提に、ドイツスポーツ連盟（DSB）やドイツオリンピック協会のキャンペーン運動である「第二の道」「ゴールデン・プラン」「トリム運動」などを政治諸党派、連邦政府、州政府などが密接に協力し、社会のスポーツを展開してきた。その中心となったのがドイツで伝統的な地域のスポーツフェラインである。現在は9万1,000以上あるスポーツフェラインに国民の約28.9%が加盟し、スポーツ活動を行っている。年代別でフェラインに所属する割合が最も多いのは7歳から14歳であり、男子の約82.4%、女子の約63.1%がフェラインに所属している。

連邦共和制をとり州の自治や権限の強いドイツでは、連邦と州はスポーツ分野においても役割を分担している。連邦政府はトップスポーツなど連邦レベルのスポーツにかかわる事項を主に担当し、大衆スポーツや余暇スポーツに関しては、州や自治体が主に取り組んでいる。連邦政府内では、連邦内務省が、スポーツにかかわる連邦の業務、たとえば、トップスポーツ、障害者の競技スポーツ、スポーツ医学/スポーツ科学、競技スポーツのためのスポーツ場建設への助成および国際的な事項、連邦警察のトップスポーツ、若い移住者、外国人、不利な立場にあるドイツ青少年のスポーツによる統合などを調整している。多くの州では主に内務省がスポーツを所轄しているが、社会省や文部省が所轄する州もある。1977年から年に一度開催されているスポーツ大臣会議は、各州スポーツ担当大臣の連絡会議的性格をもち、特に諸州におけるスポーツ助成の調整、国内的国際的レベルでのスポーツ領域における諸州の利益の保持などを課題としている。

ドイツでは総合的な内容をもつスポーツのための基本法は制定されていない。ドイツの憲法として位置付けられている基本法においてもスポーツに関する条項は見当たらないが、「人格の自由」（第2条）や「結社の自由」（第9条）などがスポーツの権利に関する拠り所となり、スポーツの社会的位置付けは高い。

2009年の連邦政府のスポーツ関連予算は、約2億2,903万ユーロ（約263億3,800万円）であり、省庁別では、トップスポーツなどを担当する連邦内務省が最も多く（全体の約65%）、連邦国防省がそれに続いている。各州のスポーツの予算、財源は異なる。ドイツスポーツ援助財団とテレビくじなどからの資金がスポーツの振興を財政的に援助している。ドイツのスポーツフェラインを税制上で取り扱う際に最も重要な法的根拠は、租税通則法において定められている公益性にかかわる法律である。スポーツにかかわる税の規則は、現行のとおりであるが、公益的スポーツフェラインに対する課税、公益的スポーツフェラインへの寄付にかかわる税制上の取り扱いなどについて、新たな修正が行われた。

ドイツでは、トリム運動などを通じ生涯スポーツの振興がはかられる一方で、1960年代半ばから国際競技力向上の方針が打ち出され、各州任せの政策からドイツスポーツ連盟を中心とした連邦中心の政策へと転換した。冷戦下におけるスポーツ分野での東西の競争などがその背景にあった。1980年以降は、特に政府や政府機関と各連盟との協力体制が強調され、具体的な政策としては、競技センターおよび支援拠点を中心とした選手の競技力向上がはかられた。そして、1984年のロサンゼルスオリンピック夏季大会を契機に、連邦の競技センターと支援拠点を整備拡充してオリンピック支援拠点(OSP)を設置し、トップアスリートの養成と物心両面にわたる援助の手を差し伸べるようになった。

近年のトップスポーツにおける厳しさを増す国際的競争に際して、ドイツにおいても、選手としてのキャリアと職業人生設計を両立することが困難になってきている。ドイツスポーツ援助財団は、後継タレントとトップスポーツ選手のセカンドキャリアを援助している。また、世界的なドーピング撲滅の流れの中、連邦政府は、徹底的なドーピングの撲滅を政策の最重要課題の1つにあげ、清潔で操作のないスポーツを連邦、州、自治体によるスポーツ助成の前提とし、WADA、NADA、国内国際レベル

でドーピングの撲滅にかかわる自主的なスポーツ諸団体を援助している。

ドイツでは障害者スポーツに関連する法律は制定されていないが、リハビリテーションスポーツに医療保険が適用される制度が実際に障害者がスポーツに参加する上で非常に大きな役割を果たしている。ドイツは世界ではじめて公的年金、保険制度を導入した国であるので、このことは今後さらに検討していく必要があると思われる。

1990年の東西ドイツの再統一はスポーツ分野にも影響を及ぼした。両国のスポーツ統括団体やオリンピック委員会の合併がはかれるとともに、ドイツ民主共和国であった地域での「ゴールデン・プラン・オスト」の実施やスポーツフェラインレベルでの交流なども実施され、従来はまったく異なっていた東西のスポーツの接近がはかられた。ドイツ再統一以後、オリンピック大会に参加したドイツ選手の傾向としては、ドイツ民主共和国の驚異的な国際競技力を支えた児童・青少年スポーツ学校出身の選手が多いことや、再統一後の児童・青少年スポーツ学校の改革・再編を端緒として生まれたドイツオリンピックスポーツ連盟（DOSB）認定のエリートスポーツ学校出身の選手の割合が高くなってきていることなどがあげられる。ドイツ民主共和国のスポーツの影響ともいえよう。

ドイツにおける学校での体育の授業時間数はヨーロッパの中で多いほうでなかったが、2000年以降の終日制学校におけるフェラインと連携したスポーツ活動の展開が注目される。

統括団体に関しては、2006年にドイツスポーツ連盟とドイツオリンピック委員会が合併し、ドイツオリンピックスポーツ連盟（DOSB）となり、16の州スポーツ連盟、61の競技連盟、20の特別な課題をもつスポーツ連盟、15人の個人会員で構成されている。

連邦政府の第12次スポーツ報告書（2010年）は、スポーツ政策にかかわる将来計画として、トップスポーツへの財政援助の高いレベルでの継続、「オリンピック運動ミュンヘン2018」の援助、ドイツでの大規模スポーツ行事の開催、ドーピングの撲滅を改善するための法的見直し、ドーピング防止計画の遂行、障害をもつトップスポーツ選手のダブル・キャリアの助成、ボランティアの助成、国際的なスポーツ政策協調の強化（「リスボン条約」の遂行など）、児童・青少年スポーツにおける性的暴力の予防、スポーツにおける極右主義撲滅のための計画の遂行などを明記しているが、報告書全体でとりわけ強調されているのがトップスポーツ選手のセカンドキャリアの援助、ミュンヘンのオリンピック立候補の援助、ドーピングの徹底的な撲滅、EUにおけるスポーツ分野での協調である。

ジョギング、エアロビクス、フィットネストレーニングなどの新しい種目の増加、スポーツの市場化・サービス産業化と連動しながら急成長し、1980年代末には300万人の会員を擁するに至ったフィットネススタジオ（商業的経営）などの台頭、スポーツを供給する形態の変化、スポーツ参加の男女比の変化、スポーツ活動に対する動機の変化、コマーシャリズムやマスメディアの強力な影響力、2000年代のEUの拡大や学校形態の変化（終日制学校の普及）などによって、スポーツフェラインを中心とするドイツのスポーツは変わりつつある。たとえば、サッカーのボルシア・ドルトムントはブンデスリーガのフェラインではじめて株式上場を果たし、これによって大物選手獲得が可能となったが、経営戦略が裏目に出て巨額の損失を抱え込み、2004-2005年のシーズン途中には債務超過によって破産寸前まで追い込まれた。このような諸問題にドイツが政策的にどのように対処していくのが注目される。

【注および参考文献・資料】

※「リスボン条約」とは、EU加盟27カ国の首脳が、2007年12月13日、議長国ポルトガルの首都リスボンで調印した、欧州統合の歴史に重要な一步を刻んだ新基本条約である。リスボン条約調印により、2005年5月のフランス、6月のオランダにおける国民投票で欧州憲法条約の批准が否決されたことで生じたEU機構制度改革議論の停滞に終止符が打たれた。同条約は既存の基本条約を改正するもので、それに取って代わるものではない。主な改正点は、加盟国議会のEU立法への関与強化、EU意思決定手続きの効率化と簡素化、EU基本権憲章への法的拘束力の付加、EUへの法人格の付与、外交政策のEU外務・安全保障政策上級代表への一本化、EU理事会常任議長職の創設などである。

- 1) 田沢五郎(1990)『ドイツ政治経済法制辞典』、郁文堂、209頁。
- 2) 唐木國彦(1978)「西ドイツのスポーツ政策」、『スポーツ政策』、大修館書店、215-266頁。なお同書にはドイツスポーツ憲章(1966年)の翻訳文が参考資料に掲載されている。
- 3) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、106-110頁。なお、同報告書は1971年から定期的に出されている。
- 4) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、16頁。
- 5) 職員数については、2010年度文部科学省「スポーツ政策調査研究」調査によるドイツからの回答。
- 6) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、前掲3)16-17頁。
- 7) 笹川スポーツ財団(2009)『諸外国のスポーツ振興施策に係わる調査』、12頁。
- 8) 笹川スポーツ財団(2009)『諸外国のスポーツ振興施策に係わる調査』、12頁。
- 9) 12.Sportbericht der Bundesregierung、前掲3)17頁。
- 10) 笹川スポーツ財団(2009)諸外国のスポーツ振興施策に係わる調査、前掲7)13頁。
- 11) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、前掲3)17頁。
- 12) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、前掲3)10頁。
- 13) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、前掲3)18頁。
- 14) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、前掲3)10-11頁。
- 15) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、前掲3)48-49頁。
- 16) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、前掲3)20頁。
- 17) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、前掲3)18-20頁。
- 18) 山川岩之助他(1990)「競技力向上政策の国際比較研究」平成元年度文部省科学研究費(一般研究B)研究報告書。
- 19) 笹川スポーツ財団(2009)『諸外国のスポーツ振興施策に係わる調査』、前掲7)18-19頁。
- 20) 福岡孝純他(2008)「ドイツにおけるスポーツ・フォア・オール政策とスポーツ施設整備計画ーゴールデン・プランからゴールデン・プログラムへー」帝京大学経済学研究、42(1)、57-61頁。
- 21) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、前掲3)69頁。
- 22) 藤井雅人他(2010)「ドイツの終日制学校におけるスポーツプログラムの展開について」、日本スポーツ教育学会第30回記念国際大会予稿集所収、224-228頁。
- 23) 笹川スポーツ財団(2009)『諸外国のスポーツ振興施策に係わる調査』、15-17頁。
- 24) 藤井雅人(2009)「ドイツのスポーツタレント育成の現在ードイツオリンピックスポーツ連盟認定「エリートスポーツ学校」についてー」『現代スポーツ評論』第20号所収、154-159頁。
- 25) DOSB. <http://www.dosb.de/de/>
- 26) 藤井雅人(2009)「ドイツのスポーツタレント育成の現在ードイツオリンピックスポーツ連盟認定「エリートスポーツ学校」についてー」『現代スポーツ評論』第20号所収。
- 27) DOSB. <http://www.dosb.de/de/>
- 28) ドイツ大学スポーツ連盟. <http://www.adh.de/>
- 29) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、前掲3)50頁。
- 30) 笹川スポーツ財団(2009)『諸外国のスポーツ振興施策に係わる調査』、前掲7)17-18頁。
- 31) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、前掲3)10-11頁。
- 32) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、前掲3)24頁。

- 33) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、前掲 3)44 頁。
- 34) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、前掲 3)45 頁。
- 35) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、前掲 3)46 頁。
- 36) Deutsche Institution für Schiedsgerichtsbarkeit. <http://www.dis-arb.de/>
- 37) DOSB. <http://www.dosb.de/de/>
- 38) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、前掲 3)103 頁。
- 39) 山川岩之助他(1990)「競技力向上政策の国際比較研究」平成元年度文部省科学研究費(一般研究 B) 研究報告書。前掲 18) 参照。
- 40) Deutscher Olympischer Sportbund: DOSB(2005)Satzung、1 頁。
- 41) Deutscher Olympischer Sportbund: DOSB(2005)Satzung、2 頁。
- 42) Deutscher Olympischer Sportbund: DOSB(2005)Satzung、2-3 頁。
- 43) Deutscher Olympischer Sportbund: DOSB(2005)Satzung、4 頁。
- 44) Deutscher Olympischer Sportbund: DOSB(2005)Satzung、5 頁。
- 45) Deutscher Olympischer Sportbund: DOSB(2005)Satzung、7 頁。
- 46) Deutscher Olympischer Sportbund: DOSB(2005)Satzung、9 頁。
- 47) Deutscher Olympischer Sportbund: DOSB(2005)Satzung、14 頁。
- 48) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、前掲 3)127 頁。
- 49) DOSB, Bestandserhebung(2010)、10 頁。
- 50) 山川岩之助他(1990)「競技力向上政策の国際比較研究」平成元年度文部省科学研究費(一般研究 B) 研究報告書。前掲 18) 参照。
- 51) ディーター・ライポルト著・円谷峻訳(2008)『ドイツ民法総論－設例・設問に学ぶ－』成文堂、373-393 頁。
高津勝(1996)『現代ドイツスポーツ史序説』創文企画、340-341 頁。
- 52) SGVIX: Sozialgesetzbuch(SGB)Neuntes Buch(IX)－Rehabilitation und Teilhabe behinderter Menschen－, zuletzt geändert durch Art. 8 Abs.2 G zur Modernisierung des Rechts der landwirtschaftlichen Sozialversicherung v. 18.12.2007(BGBl.I,S.2984).
- 53) 石川球子(2009)「ドイツの障害認定制度」独立行政法人高齢者・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター編『欧米における障害認定制度』、23-27 頁。
- 54) DBS のリーフレット:DBS-Bewegung Leben.
- 55) 重度障害(脳性小児麻痺や筋ジストロフィー、多発性神経障害など)や心臓疾患のある人、知的あるいは精神疾患のある人などは、上限回数(90 回、120 回まで等)および対象となる期間(24 ヶ月や 36 ヶ月以内など)が、一般的な障害に比べて多く認められている。
- 56) リハビリテーションスポーツ専門指導者の養成カリキュラムでは、障害やリハビリテーションに関する一般的な知識を共通事項として学んだ後、整形外科系障害、内科系障害、神経系障害、知覚系障害、精神障害の 6 領域にそれぞれにわかれる。そのため、自分が学んだ領域の障害にしか対応しない。たとえば、整形外科系障害を学んだ指導者が内科系障害の指導をすることはできない。整形外科系障害を学んだ指導者が内科系障害の指導をするためには内科系障害の分野も追加で学ぶ必要がある。
- 57) Deutscher Behinderten-Sportverband e.V., 1951－2001 50 Jahre „Sport der Behinderten“ in deutschland,2001.
- 58) 12.Sportbericht der Bundesregierung, Unterrichtung durch die Bundesregierung(03.09.2010)、前掲 3)14 頁。
- 59) 笹川スポーツ財団(2009)『諸外国のスポーツ振興施策に係わる調査』、前掲 7) 19 頁。
- 60) 笹川スポーツ財団(2009)『諸外国のスポーツ振興施策に係わる調査』、前掲 7) 19 頁。

【 添付資料 】

図表 G-12-1 オリンピック支援拠点 OSP 一覧 (2010)

OSP名(所在地)	強化種目
1. OSPバイエルン(ミュンヘン)	夏季種目: 野球、バスケットボール、ホッケー、柔道、陸上、カヌー・スラローム、乗馬、レスリング、射撃、水泳、テコンドー、テニス、バレーボール 冬季種目: バイアスロン、ホフスレー・リュージュ、カーリング、アイスホッケー、フィギュアスケート、スピードスケート、スキー・アルペン・ノルディック、スノーボード
2. OSPベルリン(ベルリン)	夏季種目: バスケットボール、ボクシング、フェンシング、重量挙げ、ホッケー、柔道、カヌー、陸上、近代五種、自転車、ホート、射撃、水泳、ヨット、体操、バレーボール、水球、跳び込み 冬季種目: フィギュアスケート、スピードスケート
3. OSPブランデンブルク(フランクフルト・オーデル、コトブス、ポツダム)	夏季種目: ボクシング、重量挙げ、柔道、カヌー、陸上、近代五種、自転車、レスリング、ホート、射撃、水泳、トライアスロン、体操
4. OSPケムニッツ/ドレスデン(ケムニッツ)	夏季種目: バスケットボール、重量挙げ、陸上、自転車、ホート、体操、バレーボール、跳び込み 冬季種目: バイアスロン、ホフスレー・リュージュ、フィギュアスケート、スピードスケート、ショートトラック、スキー・ノルディック
5. OSPフライブルク/シュヴァルツヴァルト(フライブルク)	夏季種目: 自転車、レスリング、ホート、バレーボール 冬季種目: カーリング、スキー・ノルディック
6. OSPハンブルク/シュレースビヒ・ホルシュタイン(ハンブルク)	夏季種目: ソフトボール、ホッケー、乗馬、ホート、水泳、ヨット、バレーボール
7. OSPヘッセン(フランクフルト・マイン)	夏季種目: バドミントン、バスケットボール、ホッケー、陸上、レスリング、ホート、射撃、水泳、卓球、トランポリン、バレーボール
8. OSPライプツィヒ(ライプツィヒ)	夏季種目: ハンドボール、ホッケー、柔道、カヌー、カヌー・スラローム、陸上、水泳、ホート、水泳、跳び込み
9. OSPメクレンブルク・フォアポメルン(ロストック)	夏季種目: ボクシング、カヌー、陸上、自転車、ホート、水泳、ヨット、トライアスロン、バレーボール、跳び込み 冬季種目: ショートトラック
10. OSPニーダーザクセン(ハノーバー)	夏季種目: バスケットボール、ボクシング、ホッケー、柔道、陸上、乗馬、ホート、射撃、水泳、テニス、卓球、トランポリン、体操、水球
11. OSPラインラント(ケルン)	夏季種目: 野球、バスケットボール、ボクシング、フェンシング、ホッケー、柔道、近代五種、自転車、ソフトボール、テコンドー、体操、跳び込み
12. OSPラインラント・プファルツ/ザールラント(ザールブリュッケン)	夏季種目: バドミントン、フェンシング、陸上、トランポリン、カヌー・スラローム、陸上、水泳、卓球
13. OSPライン・ネッカー(ハイデルベルク)	夏季種目: ボクシング、重量挙げ、ハンドボール、ホッケー、カヌー・スラローム、陸上、水泳、卓球
14. OSPライン・ルール(エッセン)	夏季種目: バドミントン、バスケットボール、ハンドボール、ホッケー、カヌー・スラローム、水泳、卓球、跳び込み 冬季種目: スピードスケート
15. OSPザクセン・アンハルト(マグデブルク)	夏季種目: バスケットボール、ボクシング、ハンドボール、カヌー、陸上、新体操、ホート、水泳、体操、跳び込み
16. OSPシュツットガルト(シュツットガルト)	夏季種目: バスケットボール、柔道、陸上、自転車、新体操、射撃、ヨット、テコンドー、テニス、卓球、トランポリン、体操、バレーボール、跳び込み
17. OSPタオバービショッフスハイム(タオバービショッフスハイム)	夏季種目: フェンシング
18. OSPテューリンゲン(テューリンゲン)	夏季種目: 重量挙げ、陸上、自転車、レスリング、射撃 冬季種目: バイアスロン、ホフスレー・リュージュ、スピードスケート、スキー・ノルディック
19. OSPヴェストファーレン(ドルトムント)	夏季種目: カヌー・スラローム、陸上、乗馬、新体操、レスリング、ホート、射撃、バレーボール、水球 冬季種目: バイアスロン、ホフスレー・リュージュ、フィギュアスケート、スキー・ノルディック

出典: 12. Sportbericht der Bundesregierung (2010) . S. 29-30. より作成